

令和元年第4回定例会

長野原町議会会議録

令和元年 12月5日 開会

令和元年 12月19日 閉会

長野原町議会

令和元年12月第4回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○陳情の付託	13
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	41

○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第 1 5 号～議案第 2 1 号の一括上程、説明	5 0
○散会について	5 2
○散会の宣告	5 2

第 2 号 (12月12日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○職務のため出席した者の職氏名	5 4
○議長挨拶	5 5
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○議案第 1 5 号の説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第 1 6 号～議案第 2 1 号の説明、質疑、討論、採決	7 0
○散会について	7 6
○散会の宣告	7 7

第 3 号 (12月19日)

○議事日程	7 9
○本日の会議に付した事件	7 9
○出席議員	7 9
○欠席議員	7 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 9
○職務のため出席した者の職氏名	8 0

○議長挨拶	8 1
○町長挨拶	8 1
○開議の宣告	8 2
○議事日程の報告	8 2
○諸報告	8 2
○委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について	8 5
○一般質問	8 5
富澤重男君	8 6
浅井直輝君	8 9
星河明彦君	9 2
牧山明君	9 6
梶野寛丈君	1 0 4
黒岩巧君	1 0 9
○閉会の宣告	1 1 4
○署名議員	1 1 5

長野原町告示第151号

令和元年12月第4回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月26日

長野原町長 萩原睦男

- 1 招集期日 令和元年12月5日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 梶野寛丈君

2番 浅井直輝君

3番 星河明彦君

4番 萩原宗仁君

5番 富澤重男君

6番 入澤信夫君

7番 黒岩巧君

8番 浅沼克行君

9番 牧山明君

10番 大羽賀進君

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和元年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月5日(木曜日)午後1時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 陳情の付託
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長野原町一般会計補正予算(第5号)について)
- 第 6 議案第 1号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第 7 議案第 2号 長野原町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定について
- 第 8 議案第 3号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 4号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 5号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 6号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 7号 長野原町定住促進住宅設置及び管理に関する条例制定について
- 第13 議案第 8号 長野原町川原湯地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 第14 議案第 9号 長野原町横壁地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 第15 議案第10号 長野原町山村開発センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例制定について
- 第16 議案第11号 普通財産の譲渡について
- 第17 議案第12号 長野原町障害福祉サービス事業所の指定管理者の指定について

- 第18 議案第13号 工事委託契約の変更について（横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場））
- 第19 議案第14号 工事委託契約の変更について（（仮称）町営水没文化財保存センター新築工事）
- 第20 議案第15号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第6号）について
- 第21 議案第16号 令和元年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第17号 令和元年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第18号 令和元年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第19号 令和元年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第20号 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第26 議案第21号 令和元年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	4番	萩原宗仁君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	本田昌也君
税務課長	矢野今朝治君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	唐澤正人君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	櫻井雅和君	教育課長	佐藤忍君
産業課長	野口芳夫君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信利	書記	土屋靖彦
------	------	----	------

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和元年12月第4回長野原町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（浅沼克行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において2番、浅井直輝君、3番、星河明彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（浅沼克行君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る11月26日開催の議会運営委員会において協議の結果、2日目

を12日、3日目を19日に予定したところです。

会期は、本日から19日までの15日間にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

◎諸報告

○議長（浅沼克行君） 日程第3、諸報告は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、災害対策特別委員会、八ッ場ダム対策特別委員会、議会視察研修、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、大羽賀進君。

〔議会運営委員長 大羽賀 進君 登壇〕

○議会運営委員長（大羽賀 進君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議をしたので報告をいたします。

記

1. 委員会開催日時 令和元年11月26日（火）午前10時より

2. 出席者 ごらんいただきたいと思ひます。

3. 協議事項

（1）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日12月5日本会議前）

（2）12月議会定例会の日程について

12月5日（木）・12日（木）・19日（木）、会期を15日間とした。

（3）議事日程及び会期日程表について

議事日程及び会期日程表のとおり了承した。

（4）提出案件について

提案のとおり了承した。

(5) 議会ハッ場ダム対策会議について

次第書のとおり了承し、2日日本会議前に行うこととした。

(6) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(7) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

(8) その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 西吾妻福祉病院の経営状況等勉強会について

- ・日 時 令和元年12月12日（木）本会議終了後。
- ・場 所 長野原町役場 議 場。
- ・議員及び課長以上の職員を対象に開催することとした。

3) 令和2年2月議会臨時会の開催について

- ・議会運営委員会 令和2年2月3日（月）午前10時開催とした。
- ・2月議会臨時会 令和2年2月14日（金）とした。

4) その他

- ・議会最終日、議員、特別職、課長以上の職員で懇親会を行うこととした。

4. 閉 会（午前11時33分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結いたします。

次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、富澤重男君。

〔総務文教常任委員長 富澤重男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（富澤重男君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、教育委員会委員、町当局と合同で、管内の教育施設等の調査を実施したので報告いたします。

記

1. 所管事務調査実施日 令和元年10月1日（火）午前9時より
2. 調査実施箇所 中央小学校、中央こども園、東中学校、第一小学校
3. 出席者 ごらんいただきたいと思います。
4. 調査概要

各小・中学校長、こども園長より、令和元年度教育目標、経営目標、本年度の努力点等の説明及び要望の報告を受け、質疑等意見交換を行い、教育現場等の現状に対する認識を高めた。あわせて、授業風景や各施設の視察を実施し、きめ細かな現状把握をすることができた。

5. 2ページから5ページにかけて、各小・中学校ごとに、要覧に基づく概要や要望、対処方針をまとめております。

園児、児童・生徒数 ごらんいただきたいと思います。

教育目標 ごらんいただきたいと思います。

具体目標 ごらんいただきたいと思います。

各要望及び対処方針

1) 中央小学校

要 望

特別教室（図書室、相談室、家庭科室、理科室、生活科室、図工室、公仕室、配膳室）へエアコン設置の要望。

対処方針

設置場所の優先順位を決め予算の範囲で設置。積算額により年次計画も検討。

2) 中央こども園

要 望

①保育部前に設置された砂場の木枠が老朽化によりけが等の危険を伴うため、ゴム製素材の枠に改修を要望。

②保育部（未満児）に仕切りがないため、寒さ対策としてドアの設置を要望。

③保育部では、冬期間の暖房がファンヒーターのため、寒暖のむらやほこり等の巻き上げ、乾燥による健康上の問題が起こる可能性がある。ぜひ床暖房を設置して健康被害の解消を図ることを要望。

④職員室で使用しているLG用、インターネット用、個人用のパソコンが混在しているため、ネットワーク環境確立の改善を要望。あわせて、園独自のNAS（ネットワークハードディスク）の設置を実現。

対処方法

①の砂場改修及び②のドア設置については、予算化により対応。③の床暖房設置は、通常考えられる方法が高額なため、別の方法等を含め検討。④のネットワーク環境の改善は、専門家を交え調査検討が必要。

3) 東中学校

要 望

県道から学校への出入り口がわかりづらいため、看板の設置と車両が出る際見通しが悪いため、カーブミラーの設置を要望。

対処方針

設置場所により用地所有者と協議、検討。

4) 第一小学校

要 望

校舎裏に施行された擁壁（高さ6メートル程度）上からやぶ（雑木の繁殖）が広がり、フェンスを覆っている。さらに、倒木や積雪によりフェンスへの負担がかかり、落下するおそれがあるため、やぶの除去を要望。

対処方針

擁壁から山側へ国土交通省の用地となっているため、要望し、伐採してもらえるように調整。

6. 共通・特記事項

各学校園とも、それぞれの地域の特色を生かしつつ、児童・生徒や学校の課題を的確に把握し、解決すべく経営に当たっていると見受けられた。今後さらに園児数、生徒数の減少が想定され、多岐にわたり支障が出るのが危惧される。特に団体で競技する部活動は、合同チームで出場するなど柔軟に対応している様子がうかがえた。

来年度から、新学校指導要領の全面実施に伴い、小学校の教科として英語が加わることになる。以前から、導入を見据えて中学校の先生等と連携し、既に事前学習に組み込まれており、スムーズな移行が期待される。また、学校により、漢字、英語、数学の検定を実施することで学習意欲を伸ばす取り組みを行っていた。

学校生活の中では、いじめ、不登校が心配されるが、ささいな問題行動から早期に組織で各機関と連携を図りながら対応しているため、大きな問題にはなっていない。

家庭では、メディア依存が根強く心配されるが、家庭内の影響を強く受けるため、幼小中学校一体となってノーゲームデーに取り組み、解消に向けて効果を上げている。

7. 閉 会（午後3時15分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 総務文教常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終結いたします。

次に、災害対策特別委員会の報告を求めます。

副委員長、黒岩巧君。

〔災害対策特別副委員長 黒岩 巧君 登壇〕

○災害対策特別副委員長（黒岩 巧君） 議長の指名により、委員長にかわって災害対策特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、台風19号の影響により町内各所で甚大な被害が発生したことを受け、委員会を開催したので報告いたします。

記

1. 日 時 令和元年10月28日（月）午前10時30分より
2. 日 程 1) 被害状況の説明（役場 議場）
2) 災害現場の視察（各地区）
3) 意見交換等（役場 小会議室）

3. 出席者 ごらんいただきたいと思います。

4. 概要

台風19号の影響により、町道、林道等多くの場所で発生した災害状況について、各担当者から説明を受け、特に被害の大きい現場の視察を実施した。その後意見交換を行い、今後の対策や対応方法等について話し合い、その概要は以下の通りである。

〔議員の意見として〕

〔議員による非常時の対応について〕

〔私有地等における災害の取り扱いについて〕

〔今回の災害対応の反省点について〕

〔義援金による協力について〕

各項目の内容は、後ほどごらんいただきたいと思います。

5. 閉会（午後4時51分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 災害対策特別委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、災害対策特別委員会の報告を終結いたします。

次に、八ッ場ダム対策特別委員会の報告を求めます。

委員長、黒岩巧君。

〔八ッ場ダム対策特別委員長 黒岩 巧君 登壇〕

○八ッ場ダム対策特別委員長（黒岩 巧君） 議長の指名により、八ッ場ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は下記により、八ッ場ダム対策に関する東吾妻町議会・長野原町議会合同の懇談会を開催しましたので報告します。

記

1. 日 時 令和元年11月14日（木） 午後3時30分より

2. 場 所 ハッ場ダム管理棟等の現地見学会ほか

3. 出席者 ごらんいただきたいと思います。

4. 懇談内容

ことし5月、改選に伴い両町の議会体制が新しくなり、ダムにおいては、10月に入り試験湛水始まったため、一区切りを迎えたために、両町で、ダム周辺を取り巻く地域振興等の設備が行われていることから、現状及び取り組み状況の確認を両町議会議員で合同で行いました。

整備事業が残すところ1年余りとなり、今後も進捗に合わせて、必要に応じて懇談会を開催することといたしました。

懇談内容の詳しい内容については、ごらんいただきたいと思います。

5. 閉 会

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） ハッ場ダム対策特別委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、ハッ場ダム対策特別委員会の報告を終結いたします。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ごらんいただければと思います。

最後に、議会視察研修報告、議会活動報告及び行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

◎陳情の付託

○議長（浅沼克行君） 日程第4、陳情の付託であります。

陳情の付託は、11月30日までに受け付けされた5件であります。配付文書表のとおり、所

管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長野原町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第5号）にかかわる専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

台風19号災害への復旧に伴い、所要の予算補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、順次担当課長より内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、承認第1号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分につきまして、ご説明いたします。

1枚返していただき、専決処分書でございますが、令和元年11月5日付で専決処分をさせていただきます。

理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。

さらに1枚返していただき、補正内容につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,367万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ158億5,847万4,000円とするものでございます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、18款繰入金では、1項基金繰入金で、2億4,367万5,000円の追加でございます。歳出でございますが、2款総務費では、1項総務管理費で137万5,000円、11款災害復旧費では、1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木

施設災害復旧費、合わせまして2億4,230万円の追加でございます。

次に、4ページでございます。

事項別明細書の2、歳入をごらんいただきたいと思ひます。

18款県支出金繰入金では、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、2億4,367万5,000円の追加でございます。

次に、5ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、137万5,000円の追加でございます、台風19号への災害対応のため、週休日に出勤した職員63名分の3節職員手当等の追加でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 続きまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費では、1,000万円の追加でございます。

内訳ですが、右側、右端の説明欄をごらんいただきたいと思ひます。

台風19号により、町道や用水など、公共施設等が起因の農地のり面崩壊や土砂流入、農道などの洗掘、路肩崩壊等の災害復旧対策に伴い、14節使用料及び賃借料で機械等使用料を、16節で碎石等の原材料費を補正するものでございます。

2目林業用施設災害復旧費では、1,030万円の追加でございます。内訳でございますが、11節の消耗品費では、カラーコーンや通行どめなどの看板の購入費を、14節及び16節では、林道復旧工事のための機械等使用料及び碎石やコンクリートブロック等の原材料費の補正でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、台風19号の復旧費といたしまして、2億2,200万円の追加をお願いするものでございます。

内訳につきましては、説明欄の道路橋梁災害復旧事業をごらんください。

7節臨時職員賃金では、町道等災害復旧費で、一時的な雇用のため、6ページをごらんください。11節消耗品費では、看板等の消耗品費を、13節の事務委託料では、復旧工事に伴う測量設計等業務委託料で、15節工事請負費では、仮復旧を含む災害復旧工事の補正でございます。14節機械等賃借料、16節原材料費では、災害復旧で使用する機械借り上げ料と材料費

の補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、最後に7ページ、8ページでございますが、一般職の給与費明細でございまして、先ほどご説明いたしました人件費の手当等の明細でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） 台風19号による災害復旧ということで、2億4,000万円ほど財調が補正されたわけですが、これ、この後国からの手当とかその辺はあるんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 道路橋梁災害復旧費のほうでは、国の財政的な支援を受けるため、現在測量等を入れて工事の積算を行っているところでございます。12月の中旬より国土交通省により現地の査定を行い、書類の審査を経て、国の支援する金額が決定いたします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） ただいまの追加でございますが、こちらにつきましては、12月の補正予算のほうに計上してございますので、また後ほど説明したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第6、議案第1号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行となるため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第1号 長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、ご説明させていただきます。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法並びに地方自治法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、その職員の給与、報酬及び諸手当並びに費用弁償について定める条例を制定するものでございます。

2枚目、1ページをごらんください。

主な条項について、ご説明いたします。

第1条では、条例の趣旨を、第2条では、給与について、正職員と同じ週38時間45分勤務するフルタイム職員とそれ以下の時間勤務するパート職員の給与の種類を定めてございます。

第3条からは、フルタイム職員についての規定でございます。第3条の給料表は、常勤職員が使用する行政職給料表を準用するとし、2条飛ばしまして第6条では、給料の支給方法、第7条では、2ページにかけ、勤務時間中に勤務しないときの給与の減額方法についてを、2条飛ばしまして第10条の期末手当では、夏・冬の年2回、1.3月以内で支払うこととし、

その計算方法を定めてございます。ですから、期末手当につきましては、両方を合わせまして、2.6月以内ということでございます。

3ページの第11条からは、パートタイム職員についての規定であり、第11条では、月額、日額、時間額で報酬を定めるものとし、第12条では、報酬の支給方法、第13条では、その減額方法を、また4ページに移りまして、第14条から第16条までは、常勤職員の例により特殊勤務及び時間外勤務を報酬で支給するものとし、第18条では、期末手当についてを、5ページ、第19条、20条では、常勤職員に支給する通勤費及び旅費について費用弁償で支払う旨を定めてございます。

なお、双方の職員に該当する第21条では、退職者の給与を、第22条では、町長が特に必要と認める職員の給与等については、職務の特殊性を考慮し、別に定めるとしてございます。

なお、附則としまして、第1条で、令和2年4月1日を施行日とし、第2条で、この条例が常勤職員の給与条例にも反映するよう改正してございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 先ほどの全員協議会の中であった、確か93名ぐらいが対象になるという説明だったんですが、ボーナスを規定どおり支給すると、4,000万円ぐらい出費が毎年上乘せになるという説明があったように記憶しています。具体的に、現行と比べて、この制度に移行したときには、その金額が下回らないようにするという説明もあったんですが、現行はどのようなふうになっていて、それが、これをやることで、大体どの辺ぐらいの出費が増額になるというふうに見ているのか、その辺についてお願いします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 現在の額につきましては、今手元に資料がないのでわからないんですが、先ほどのご説明のとおり、2.6月そのまま支払うと4,000万円増額となるということで、こちらを見直すことを現在考えておりまして、ほぼ全ての職員をパートタイムで考えようということでございます。ただ、パートタイムといいましても、現在1日、通常職員ですと7時間45分勤務しております。それを7時間30分、8時半から5時までの勤務体系としてパートタイムとして雇うと。それをしますと、フルタイムで働かせる人については、共済費と1年後に退職手当組合の負担金を納めなければならないと。その分がなくなるということが1点あります。

それと、もう一点、期末手当について、現在2.6月以下ということ考えております。こ

こちらにつきまして、現在考えているところは、通常37時間30分以上、1日7時間30分以上勤務する職員については0.5月、それと、免状を持っている保健師さんとか看護師さん、それと幼稚園の先生などについては、一月分の期末手当を支払うということで現在金額をはじきますと、それでいきますと4,000万円が大体六、七百万円に下がるということで、このぐらいであれば、財政にも負担なく、どうにかなるのではないかとというところで今検討している最中でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 国の制度の変更に伴ってやることなんですけれども、説明の中にもあったとおり、現行よりも下回らないことが重要な要件でして、労働条件がさらに悪くなるようなことはあってはならない、その辺のところは、ぜひ注意していただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 現行の給料につきましては、全員協議会のほうで説明させていただきましたとおり、現在の支払っている賃金については現給保障をさせていただくと。ですから、それに基づく給料表の直近上位に位置づけるというようなことで考えています。

それと、労働条件につきましても、現在働いているのは7時間45分ということでございまして、それを7時間30分。それで現給保障をするということにしておりますので、労働条件等は問題ないのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） もう一点、全協の質問の中で、各年度ごとに試験をすることができるというような説明があったかと思うんですが、その辺のところは、大体毎年同じ人が同じ場所で働くというのが今まで基本としてやられてきたんですが、そのへんのところは、どういうふうになりますか。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） こちらにつきましては、試験または選考ができるということで、うちのほうは試験ではなく選考で進めていきたいと考えております。ですから、現在の臨時職員さんにつきましては、面談を行って、それで、その結果によって採用をしていくというような方法をとりまして、それで足りないようであれば、再募集。一般に広く再募集を行うというような方向でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかにはどうですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第7、議案第2号 長野原町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行となるため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第2号 長野原町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例制定について、ご説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、先ほどと同様新たに会計年度任用職員制度が創設される

ことから、その職員の勤務時間及び休暇等について、条例を制定するものでございます。

2枚目、1ページ目をごらんいただきたいと思います。

第1条では、条例の趣旨を、第2条では用語の定義を定め、第3条では、フルタイム職員及びパートタイム職員の勤務時間をそれぞれ定め、第4条及び第5条では、週休日及び勤務時間の割り振りを定め、パートタイム職員は通常の週休日以外に週休日を設けることも可能としてございます。

2ページに移りまして、第6条では、週休日に勤務を命ぜられた場合、勤務日を週休日として振りかえをすることも可能としてございます。

第7条の休憩時間、第8条の休息時間、第10条の早出遅出勤務、第11条の深夜及び時間外勤務の制限につきましては、常勤職員の例により付与するものとし、第9条では、時間外勤務を命ずることも可能としており、第12条の休日、第13条の休日の代休日については、常勤職員の規定を準用してございます。

3ページに移りまして、第14条では、休暇の種類を年次有給休暇と特別休暇とし、第15条、16条で、その内容をそれぞれ定め、第17条では、その職務の特殊性による休暇等を別に定めてございます。

なお、附則としまして、第1条で、令和2年4月1日を施行日とし、第2条で、4ページにかけ経過措置を、第3条で、この条例が常勤職員の勤務時間等条例にも反映するよう改正してございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第8、議案第3号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告により公務員の給与改定が閣議決定されたことを受け、本町職員の月例給並びに勤勉手当等の引き上げを行うため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第3号 長野原町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、令和元年10月11日の人事院勧告を完全実施するという閣議決定を踏まえ、群馬県人事委員会の勧告に基づき条例改正を行うものでございます。

2枚目、1ページをごらんください。

第1条では、再任用職員以外の職員の12月期の勤勉手当の支給月数及び給料の引き上げに伴う改正を、第2条では、第1条で引き上げた勤勉手当を次年度以降6月期と12月期に振り分けて支給するための改正でございます。

また、附則第1条第1項では、本条例を公布の日からの施行としてございますが、第2条の規定は平成31年4月1日からの施行としており、第2項では、第1条の規定を平成31年4月1日にさかのぼり適用するとし、第3項では、勤勉手当を12月1日からの適用としてございます。また、第2条では、給料引き上げの遡及適用に伴う差額支給関係を、第3条では、

規則への委任を定めてございます。

なお、2ページ目から4ページ目にかけては、別表1の行政職給料表で、人勸に伴い、平均0.09%、387円引き上げた後の給料表でございます。

それでは、5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

平成31年4月1日適用の第1条関係でございます。

第19条2項では、1号正規職員の勤勉手当について、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

次に、6ページに移り、令和2年4月1日適用の第2条関係でございます。

第19条2項では、1号正規職員の勤勉手当について、第1条関係で0.05月分引き上げたものを、6月期と12月期に振り分けて支給するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第9、議案第4号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を

改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告による職員の勤勉手当等引き上げに伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第4号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与と条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおり、職員の勤勉手当引き上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

2枚目裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

上段の第1条関係では、第5条第2項中の12月の期末手当について、100分の222.5を227.5と0.05月分引き上げるもので、平成31年度4月1日にさかのぼり適用するものでございます。また、下段の第2条関係では、4月にさかのぼり引き上げる0.05月分を加えた総月数を6月期と12月期の期末手当に振り分けるもので、令和2年4月1日からの施行としてございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第10、議案第5号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告による職員の勤勉手当等引き上げに伴い、議員の期末手当を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第5号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおりでございます。

2枚目裏面の新旧対照表をごらんください。

先ほどご説明した特別職の改正と同様、上段の第1条では、12月の期末手当について、100分の222.5を227.5と0.05月分引き上げるもので、平成31年4月1日にさかのぼり適用し、下段の第2条関係では、4月にさかのぼり引き上げる0.05月分を加えた総月数を6月期と12月期に同じ割合で振り分けるもので、令和2年4月1日からの施行としてございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第11、議案第6号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、診療所、医師に対し新たに手当を支給する必要が生じたことから、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第6号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、警察から診療所医師が監察医に委任されたため、勤務時間外に警察から依頼があった場合、死体検案を行う必要が生じました。また、その手当については警察から診療所に納入されることから、医師に対しその手当を支給する必要が生じたため、1万8,000円という手当を本条例に追加し、改正するものでございます。

なお、附則としまして、公布の日から施行し、10月1日からの適用としてございます。

なお、2枚目裏面は新旧対照表でございますので、後ほどごらんください。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） これ、新たに、へき地診療所の先生が監察医に委嘱されたということで、1回当たり1万8,000円ということなんですけれども、警察のほうからも当然町にお金が入ってくるという考えでよろしいのかということと、長野原署で実際に年間に死体の検案というのは何件ぐらいなのか、その辺の資料はないですか。もしわかれば、後日教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○議長（浅沼克行君） 副町長。

○副町長（市村 敏君） 概数なんですけれども、私が医師から聞いた話によりますと、大体長野原署管内で30件ぐらいあるんじゃないかという話でした。それは、年によって違うと思うんですけれども、それを全部へき地診療所の医師が受けるということではなく、何人か委嘱されている方がいると。ただ、何分高齢化されているということで、金子先生はお若いので、新たに警察医に委嘱されたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第12、議案第7号 長野原町定住促進住宅設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町定住促進住宅設置及び管理に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、来年度から定住促進住宅の利用開始に向け、設置及び管理について規定の整備が必要となりましたので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 議案第7号 長野原町定住促進住宅設置及び管理に関する条例制定について、ご説明させていただきます。

町長がご説明したとおり、来年度から定住促進住宅の利用開始に向け、設置及び管理についての規定の整備が必要となりましたので、本条例を制定するものでございます。

2枚目の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の趣旨につきましては、町内に定住を希望する者に賃貸することを目的といたしまして、地方自治法により定めるものでございます。第2条では、用語の定義を、第3条では、名称と位置について定めております。第4条では、入居者の公募方法と、第5条では、公募の例外について定めております。

2ページをごらんください。

第6条の入居資格でございますが、定住促進住宅に入居することができるものは、次の各号のいずれも該当するものでなければならないということで、7つの号について定めております。また、募集状況によって、緩和措置も考慮し、ただし書きで、町長が必要と認める場合にはこの限りではないということを明記してございます。

第7条では、入居の申し込み及び決定について定めております。第8条で、入居者の選考について定めておりまして、申し込みした者が入居すべき定住促進住宅の戸数を超えた場合には、公開抽せんを行うことを定めております。第9条では、入居補欠者を定めておりまして、入居決定者が入居しなかったとき、また住宅を明け渡したときに、補欠者の順位を決めて入居を決定するものでございます。

3ページをごらんください。

第10条では、家賃の決定及び変更でございまして、家賃につきましては、施行規則で定めております。第1号から第3号の各号に該当した場合は、家賃の変更ができる内容となっております。第11条では、家賃の減免または徴収猶予について、第12条では、敷金について定めております。第13条では、入居許可期間を定めてございまして、入居可能日から起算し10年とし、入居期間満了後も引き続き居住を希望する場合には、5年を限度に入居を許可する規定となっております。

第14条では、禁止または制限される行為を定めてございまして、第1項では、入居の権利を他のものに譲渡してはならない。第2項では、住居以外の用途に使用してはならない。第3項では、住宅の使用に当たり行ってはいけない行為を定めております。

4ページをごらんください。

第15条では、住宅の明け渡し請求を定めております。第16条でございしますが、ここに定めのないものにつきましては、長野原町町営住宅管理条例の規定の例によることと定めております。

最後に、第17条でございしますが、この条例の施行について、必要な事項は規則で定める規定となっております。

附則といたしまして、施行期日は公布の日からでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） 第5条の公募の例外というのがあるんですけども、町長が特別の事情があると認めた場合とあるんですけども、これ、どのような場合が想定されるんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 第5条の特別の事情ということなんですけれども、こちら、まず入居の資格について規定があるんですけども、こちらに該当する方であっても、定住する意志のある方、また町の理由によって、今住まれている住宅とかが退去せざるを得ないという理由のある方についてでございます。

すみません、災害とか火災等によるものもここに含まれてございます。

○議長（浅沼克行君） 7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） 災害とか火災というと、例えば災害とか火災で被災して、住むところ

がなくなった場合は、選考によらず優先的に入れることがあるという理解でよろしいですか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○7番（黒岩 巧君） わかりました、ありがとうございます。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうですか。

3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） 定住促進住宅で、第13条の期間なんですけれども、これでいくと、最長が15年ということになるんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

最長で15年ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） ほかの町営住宅でも最長の期間が決まっていて、ほかとっしょの期間ということなんですか。日本語の理解として、定住促進住宅ですよね。ですから、ずっといてもいいのかなというふうに感じとったんです。ここは、いかがなんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

ほかの町営住宅でございますと、所得の制限がありまして、所得の制限を超過しなければずっと住んでいられるんですけれども、こちらの定住促進につきましては、多くの方に利用していただくために、10年、最大で15年という期間を設けさせていただいております。

○議長（浅沼克行君） 3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） 例えば15年たったからもうあなたはここに住めませんと、違うところに移ってくださいといったことになるんですね。その後に入る方がいればいいですけれども、そうじゃないと空いちゃうような気がするんですね。人口もどんどん減っている中で、次から次へと募集があつて住んでいただければありがたいなと思うんですけれども、ここがちょっと引かかるんです、入る方にとっては。家を建てられる方は家を建てれば一生そこに住みますね。ここに入った方は、15年たったらまた出ていかなきゃいけないというのがあるんですよ。その辺の不安要素というのがちょっと残るんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問にお答えさせていただきます。

ずっと入居していただければいいんですけれども、町としても、多くの方に利用していただきたいということでもあります。また、15年たったら明け渡しをしなければならないことにつきましては、町のほうとしても、町営住宅の条例の中に住宅支援という要綱がありますので、町のほうで支援協力をさせていただきたいと考えております。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） まず、定住という言葉なんですけれども、これ、水特事業でつくった住宅でございまして、林区は実際一部水没だものですから、それほど人口は減っていないんですけれども、それでいても、今10戸のアパートを建てても以前のダムの補助基準以前よりも少なくなっています。そういう中で、定住者、これ特に世帯形成層に定住していただきたいと。ただ、途中で出ていくなら定住じゃないじゃないかという話もあるんですが、なるべく年齢も45歳としたのは、ある程度世帯形成層が次にまた入ってきていただくということで、これを、ずっといてもらっていいということになりますと、例えば70歳、80歳になっていられて、若い人たちが借りたいというふうになったときに、そういう住宅が供給できないというふうになってしまいます。

この住宅については、下流のお金で全部全てつくっていますので、例えば通常の国庫補助を受けた住宅ですと、所得が多い人は入れません。しかし、この住宅は、所得が多くても入れるということで、例えば夫婦で2人で共稼ぎをして子供が1人なんていう方については、大概公営住宅は入れないです。でも、ここは入ることができるということで、多分若い方々、世帯形成層の方々が入りたがるというか希望が多いという予想をしております。そういう場合に、ずっと永遠にいていいよということになりますと、そこは回転しないんです。当然出ていってもらうからには、ほかの町村へ出ていってくれというお話ではなくて、課長が言ったのは、当然空いている町営住宅があれば、通常は町営住宅から町営住宅というのはだめなんですけれども、こういう場合については、町が出ていっていただくという条例をつくっているのです、新たな町営住宅をご提供することができる。それは、公募によらなくても、先ほどと同じように公募でなくても移ることができるというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（浅沼克行君） 3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） そうすると、この条例以外のところで救済措置がとれるということでもよろしいですか。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） そのとおりでございます。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうですか。

6番、入澤信夫君。

○6番（入澤信夫君） 今の話の継続というかあれなんですけれども、ちょっとお聞きしますけれども、約22坪で4,000万円からかかっているわけですよ、1棟。3棟1億2,000万円で、水特で全部つくったから、あとの家賃が町に入るから、例えば15年でも空いていてもいいというような考えなんです。5万円ぐらいの家賃は町へ入るんですか。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） よそ様のお金でつくったので、経費がかかっていないから空いていてもいいという、そういう考えはございません。入っていただくようにもちろん努力をし、周知をしていきたいと思っております。

確かに非常に結構お金がかかっております。5万円と決めたのは、近隣近傍の民間の皆さんのアパートを見ますと、大体5万円ぐらいが天で、通常4,000万円かかっていると、公営住宅法で計算しますともっと高くなってしまいうんですけれども、この地域で7万円8万円9万円という家賃を取るというのはちょっと常識外だというふうに考えておりますので、5万円という金額に決めさせていただきました。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） それでは、質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。10分間ですから、2時20分まで。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

なお、議場内気温が上がっていますので、上着を脱ぐ方は脱いでもらっても結構ですので、よろしく願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第13、議案第8号 長野原町川原湯地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 長野原町川原湯地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、八ッ場ダム関連事業で整備を進めております長野原町川原湯地域振興施設の営業開始に向け、設置や管理について規定の整備が必要となりましたので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） それでは、議案第8号 長野原町川原湯地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定について、説明させていただきたいと思っております。

町長説明のとおり、八ッ場ダム関連事業で整備を進めています川原湯地域振興施設の営業開始に向けての設置や管理についての条例制定となります。

1枚めくっていただきまして、第1条は、法の規定に基づく趣旨を、第2条につきましては、設置を定めてございます。第3条につきましては、施設が行う事業といたしまして、1

号の観光情報及び地域情報の発信に関する事等5項目を掲げてございます。第4条につきましては、施設の管理を指定管理者に行わせるというものでございます。第5条につきましては、指定管理者が行う業務として、1号から4号までの4項目を掲げてございます。6条につきましては、開館時間等につきましては、指定管理者が町長の承認を受け定めるというものでございます。

第7条につきましては、施設を利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならないことを定めたもので、次ページの1号から4号に該当する場合は許可を与えることができるというものでございます。第8条では、利用許可の取り消し等を、第9条では、目的外利用または利用権利譲渡の禁止を、第10条では、特別な設備等の制限ということで、施設の内外に特別な設備または装飾をしようとするときは、町長の承認を受けなければならないということも定めたものでございます。

11条では、利用料金を定めてございます。第3項で、別表で定めた金額の範囲内で指定管理者が町長の承認を受けて定めるものとし、第4項では、利用料金を承認した場合は、告示し、公にするという規定を設けてございます。利用料金につきましては、3ページ別表で定めてございます。後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

第12条では、利用料金の減免を、第13条では、利用料金の返還を、14条では、原状回復を、15条では損害賠償を、第16条では、規則への委任を規定しております。

最後に、附則といたしまして、条例の施行期日を定めてございます。

それでは、条例第11条の利用料金について、説明をさせていただきます。

3ページの別表をごらんいただきたいと思います。

利用区分の施設利用料としまして、温浴施設では、川原湯温泉組合の指示によるということで、今現在、温泉の利用料金について川原湯温泉組合で協議中でございますので、決定した温泉の利用料金を支払うこととしてございます。

続きまして、会議室なんですけれども、建物2階に会議室がございます。その会議室の利用料金を、半日1万円以下、それと1日2万円以下という設定をいたしました。

続いて、テナント施設では、建物1階にバンジージャンプのスタンダードムーブの事務所、それと観光案内所、町が来年度新たにつくります新組織の事務所も入る予定でございます。利用料として、月15万円以下という設定でございます。それと、上記以外の施設ということで、予定管理会社、川原湯で設立いたしましたNOAさんと、カフェ、温浴施設、バーベキューの受付部分の貸借契約を結ぶ予定のイノーバさんとの間で、今現在、固定賃料月額20万

円という協議をしてございます。その20万円を徴収できる額ということで、月額30万円以下という設定をいたしました。売上割につきましては、バーベキュー施設から物販販売まで、道の駅と同様の売上額の20%以内の額を設定させていただきました。それと、上記以外のものとしたしまして、これも道の駅と同様の40%以内の額を設定させていただきました。

一番下段の施設更新料ということで、これも、今現在NOAさんとイノーバさんとの貸借契約の協議の中で、前期年間純利益の50%以内の額を1年ごとの契約更新料として支払うということで進んでいますので、施設更新料を徴収できるように設定をさせていただきました。

以上が説明となりますが、今後本条例が議決いただけましたら、指定管理者指定に向けて運営会社が事業計画書を策定いたします。計画書を作成する中で、詳細な事業収支を作成いたします。そういったものを皆さんに説明し、全員協議会でも説明したように、3月定例会での指定管理者の決定を目標に進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） 先ほどご説明いただきました中から何点か質問させていただきます。

まず、9条でございます。利用者の決まりだと思えますけれども、転貸してはならないということなんですけれども、先ほどの説明で、NOAという委託会社と、そちらのほうの関係が利用者ではあります。この規定は、指定管理者には該当しないのでしょうかが1点。

それと、原状回復の関係、14条。利用が終了したときはと書いてあります。期間の定めとか、そういったものは、個別に指定管理者と覚書なり契約を結んでいくのかどうかという点が2点目。

3点目が、損害賠償の関係、15条。物が壊れたりなくなったときは弁償しろということで、町長がやむを得ないという場合はと書いてあるんですが、最近物騒なことがたくさん自然現象も含めてあるんですけれども、保険の付保等は条件に入ってくるのでしょうか、こないのでしょうか。食事の関係、傷害保険あるいは火災保険、さまざまな保険がありますけれども、ある程度のものを担保しておかないと、払えませんというようなことがしばしば起こるのかなという感じがします。その点を確認させていただければ。

以上、3点。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 富澤議員のご質問なんですけれども、まず、第9条の目的外

利用または利用権利譲渡の禁止。利用者は、許可を受けた施設を目的外に利用し、またはその利用する権利を譲渡し、もしくは転貸してはならないということで、これ、イノーバさんに対しては、この条項には当たらないということでございます。

それと、14条の原状回復。利用者は、その利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならないものということで、これにつきましては、指定管理5年という契約でしますけれども、その中で、例えば改造申請が出て、棚をつけたとか、そういうのがあった場合に、指定管理等が終わったときには、もとあった状態に戻さなければならないというものでございます。

15条の損害賠償、利用者は、施設及びその他物件を破損し、または滅失したときは、町長の命ずるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときにはこの限りではないということで、これは、保険の関係と書いていたんですけれども、火災保険につきましては、役場のほうでかけることになってございます。ほかの保険、物品に対してだとか、そういうものは、この条例のほかに、町とNOAさんのほうで確認する仕様書というのがございます。その中に、火災保険のほうは町でかけますけれども、それ以外の想定されることに対する保険は、NOAさんのほうで入ってくださいということを仕様書でうたってございます。

以上となります。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 補足させてください。

9条は、例えば町が新しい組織で部屋を借りていて、それを例えば全然違う人に貸してしまふということがあれば、これは転貸し禁止なのでだめだということ。借りた人が自分のために使うのは、転貸しにはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） 先ほどのご説明の中から1点だけ、原状回復の関係なんですけれども、基本的には5年ごとにと話なんですけれども、5年たった時点で、きれいに片づけて原状に回復しましたということになると、町に返還になってくる可能性もないとは言えないということなんでしょうか。また横壁のほうも同じようなことが書いてあるみたいなんですけれども、その辺のこの確認を。

○議長（浅沼克行君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） これから皆さんに指定管理のお願いを3月にするわけですが、そのときに5年間ということで一応明記もさせていただきましたので、5年たったら、例えばとても事業が続けられないということであればお返しいただくと。原状というのは、新しいものにし直せということではなくて、今使ったままの状態で返していただくと。ただ、穴をあけたとか改造したとかというのは、もとに戻していただくということでございます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） いいですか。ほかにはどうですか。

1番、梶野寛丈君。

○1番（梶野寛丈君） 宿泊が伴う業務が入っているんですけども、宿直に関して、何か縛りを設けておくようなことはないかなと。あるかなと思うんですけども、今のこの中で大丈夫かなという確認です。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 梶野議員のご質問なんですけれども、宿直なんですけれども、実は、きのうもNOAさんとイノーバさんと話をさせていただきました。その中で、仕様書というものを今つくり込んでいるんですけども、当然そこで、キャンプ場の安全管理とかそういうのをうたっている中で、イノーバさんのほうもその辺を気にしていまして、事故等があったときに、すぐ連絡をとれる体制をとっておかなければならないと思うということで、宿直は置く予定であります。ただし、きのうの話の中で、労働基準法とかそういう関係で、連続した勤務だとかそういうふうにならないように、当番制を引いて宿直は対応していきたいということになってございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 1番、梶野寛丈君。

○1番（梶野寛丈君） よかったです。宿直業務は、結構多分コストがかかって、経費として見ていくのは多分結構つらい部分になるだろうなと思われるので、イノーバさんは結構まじめな方なんだなと思いますけれども、しっかり抑えるポイントかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 貴重な意見をありがとうございます。今後の事業収支を見ていく中でも参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかにどうですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） それでは、質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第14、議案第9号 長野原町横壁地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 長野原町横壁地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、八ッ場ダム関連事業で整備を進めております長野原町横壁地域振興施設の営業開始に向け、設置や管理についての規定の整備が必要となりましたので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） それでは、議案第9号 長野原町横壁地域振興施設の設置及び管理に関する条例制定について、説明をさせていただきます。

町長説明のとおり、八ッ場ダム関連事業で整備を進めております横壁地域振興施設の営業

開始に向けまして、設置や管理についての条例制定となります。

1枚めくっていただきまして、第1条は、法の規定に基づく趣旨を、第2条につきましては、設置を定めてございます。東・中村地区に建築してございます飲食、物販施設と小倉地区の屋内運動場の2カ所となります。

第3条につきましては、施設が行う事業といたしまして、第1号の観光情報及び地域情報の発信に関するもの等5項目を掲げてございます。第4条につきましては、施設の管理を指定管理者に行わせるというものでございます。第5条につきましては、指定管理者が行う業務といたしまして、1号から4号までの4項目を掲げてございます。第6条の開館時間等につきましては、指定管理者が町長の承認を受け定めるというものでございます。

第7条につきましては、施設を利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならないことを定めたものでございまして、次ページの2項第1号から4号に該当する場合は、許可を与えないことができるというものでございます。第8条では、利用許可の取り消し等を、第9条では、目的外利用または利用権利譲渡の禁止を、第10条では、特別な設備等の制限を定めてございます。

第11条で、利用料金を定めてございます。これにつきまして、3ページにあるんですけども、後ほど説明のほうをさせていただきたいと思えます。

第12条では、利用料金の減免を、第13条では、利用料金の返還を、第14条では、原状回復を、第15条では、損害賠償を、第16条では、規則への委任を規定してございます。

最後に、附則といたしまして、条例の施行期日を定めてございます。

それでは、条例第11条の利用料金について説明をさせていただきますので、3ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、利用区分の物販飲食棟では、本体建物のほかに、野菜の直売を行う多目的スペースが設けられます。その利用料が、年額250万円以下。直売の野菜保管庫が、年100万円以下の設定となります。この額につきましては、今現在株式会社丸岩さんと野菜直売を行う農家さんとの協議の中で示されてございます200万円を徴収できる額の設定といたしました。

次に、テナント施設でございますが、テナント施設につきましては、水陸両用バスの受付の事務所となります。月額15万円以下という設定をさせていただきました。売上割としまして、道の駅同様の売上額40%以内の額でございます。

続いて、屋内体育館棟でございますが、屋内体育館利用の町内者が時間2,000円以下、それと、町外者が時間5,000円以下の設定とさせていただきました。その他照明料といたしま

して、時間2,000円以下の設定の額となっております。それと、付属棟の多目的室でございますが、町内者が時間500円以下、町外者が時間1,000円以下、照明料といたしまして、時間1,000円以下の額を設定させていただいておるところでございます。また、欄外でございますが、町外者が営利を目的とした催し物等の利用料は、町外者利用の5割増しを利用料金として徴収できるよう設定させていただきました。この利用料金の範囲内で収支を計算し、決めていきたいと考えてございます。

以上説明となりますが、今後本条例が議決いただけましたら、指定管理者指定に向け、運営会社が事業計画書を策定いたします。計画書を作成する中で、詳細な事業収支を作成いたします。できましたら、皆さんに説明し、指定管理者の決定を目標に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

1番、梶野寛丈君。

○1番（梶野寛丈君） すみません、料金設定、あと1個戻って、川原湯もそうなんですけれども、例えばバーベキュー施設の売上割で20%以内、利用料で幾ら以下という設定の仕方をしているんですけれども、お客様の利用料金に関して何々以下というのはなんとなく理解できる場所なんですけれども、利用料とか売上割のところである程度幅を持たせているのは、なかなか売り上げの想定ができないことの含みを持って、こういうちょっと幅がある設定をしているのかなという理解で正しいのでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 売上割何十%以内の額ということなんですけれども、梶野議員おっしゃるとおり、ちょっと幅を持たせておいて、またこれで収支の計算を回して見まして、例えばここでいうと売上割40%とあるんですけれども、10%にするのか20%にするのか、その辺は収支を考えつつ決めていきたいと思っております。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第15、議案第10号 長野原町山村開発センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第10号 長野原町山村開発センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、長野原町山村開発センター取り壊しに伴い、関係条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（佐藤 忍君） 議案第10号 長野原町山村開発センターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例制定につきまして、ご説明いたします。

長野原町山村開発センターは、昭和53年完成以来、町民のみならず、多くの方々に利用していただいております。今回の条例制定につきましては、先ほどの町長の提案のとおり、このたびの取り壊しに伴い関係条例の廃止をお願いするものでございます。

1枚おめくりください。

こちらが条文でございます。

廃止する条例は、長野原町山村開発センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第20号）と長野原町山村開発センター使用料条例（昭和53年条例第21号）でございます。

附則として、本条例は公布の日から施行させていただきたく、お願い申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 山村開発センター、もう既に取り壊しのほうも発注済みというふうに従っています。後々の敷地はどのような形で利用するのか。あるいはどういう形にしておくのか、その辺ところの説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 現在上のほうと検討中ですが、何らかの公共施設を設置するか、それとも有効活用、どのようにしていくか現在検討中ですので、方向性が出ましたら、皆様にもお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうですか。

7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） 山村開発センター、既に取り壊しの予算もついて、入札で業者も決まっていると思うんですけども、いつごろ取り壊しになるのか、その情報があれば教えてください。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 申しわけございません、私もしっかり工程表を見ているわけではございませんが、10月の中旬に入札を行いまして発注作業を行いました。現在グランドリサーチ竹内組が落札しまして、2月いっぱい工期で施工する予定でございます。ただ、10月半ばにございました台風の影響もあると思ひまして、そちらのほうで大分業者のほうの手をとられているということもございまして、現在工程表の見直し作業を行っていると思ひますので、何ら詳しい話が出ましたら、またお知らせしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） たしか被災地の視察に行ったときにも、グランドリサーチさん、社長みずからも出ていてやっていらしたんで、多分手が無いのかなと思ってたんですけども、延びても、その後が決まっていなくて特に大きな影響は出ないと思うので、しっかりと被災地のほうをやっていただいからという形でもいいと思ひますので、状況、スケジュールが決まりましたら、また教えていただければありがたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかにはどうでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） それでは、質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第16、議案第11号 普通財産の譲渡についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第11号 普通財産の譲渡について、提案理由のご説明を申し上げます。

国土交通省が施工する代替地造成工事区域内にあります法定外公共物等の敷地は、平成18年11月24日付で国土交通省と締結した覚書に基づき、国土交通省がつくる区画内道路の敷地と交換することになっております。今回、国からの申請による用途廃止が完了し、町所有の普通財産となりましたので、その敷地を国土交通省へ譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第11号 普通財産の譲渡につきまして、ご説明いたします。

今回は、1件5筆でございます。

1枚返していただきまして、資料1をごらんください。

令和元年11月27日付で、八ッ場ダム工事事務所長より譲渡依頼がございました。土地の所在と面積でございますが、長野原町大字横壁字観音堂537番34ほか3筆の公衆用道路と、大字長野原字久々戸1345番7の用悪水路、合わせて201.55平方メートルでございます。

資料2をごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、大字横壁地内、国道145号バイパスの現在S字解消工事を実施している中の区間内、2筆。

次に、資料3でございます。

資料3の大字長野原地内、JR長野原草津口駅西側にある萩原齒科付近の1筆でございます。

また、資料4のほうをごらんいただきたいと思います。

資料4につきましては、現役場庁舎に隣接する利根川水系砂防事務所脇の2筆でございます。

なお、資料5につきましては、国土交通省との覚書の写しでございます。ごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第17、議案第12号 長野原町障害福祉サービス事業所の指定管理者の指定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第12号 長野原町障害福祉サービス事業所の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町障害福祉サービス事業所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第12号 長野原町障害福祉サービス事業所の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

先ほど町長からご説明がありましたとおり、地方自治法第244条の2第6項及び長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条では、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないということになっております。

今回の長野原町障害福祉サービス事業所やまどりでございますが、9月開催の全員協議会の中でご報告もさせていただいておりますが、現在の指定管理者であります西吾妻福祉会との指定管理期間が今年度末で満了となることから、指定管理者の公募を行いましたところ、社会福祉法人チャレンジドらいふが、プロポーザル方式による事業者選定において次期指定管理予定相手方として決定をいたしましたので、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、社会福祉法人チャレンジドらいふを長野原町障害福祉サービス事業所やまどりの指定管理者として指定するものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第18、議案第13号 工事委託契約の変更について（横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場））についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第13号 横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場）にかかわる工事委託契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在実施している本体工事は、今年度末の完成を目指し、鋭意進めているところでございます。このたび本体工事も終盤を迎え、工事費が確定したことから、2億3,025万6,700円減額し、7億2,783万8,200円に変更契約を締結するものでございます。

契約の目的は、横壁地域振興施設整備事業（屋内運動場）。契約の相手方は、群馬県知事山本一太でございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 金額が大変大きいのですが、全協の中の資料を見ますと、地盤調査結果より、くい基礎から直接基礎に変更、これで5,000万円、それから見積額の精査及び入札差金で5,000万円、屋内運動場の人工芝工事を建物工事から分離することで8,000万円減額、それから、運営コスト削減のため屋根の融雪設備取りやめで5,000万円減額となっています。上の2つはともかくとして、人工芝8,000万円というのは、どこに入るのかということ。それから、余り雪は通常は降らないんですが、四、五年前のように大雪が降ったときに、大きな屋根から落ちる雪というのは大変危険を伴います。融雪設備があれば、余りたまらないうちにきれいになるというふうに考えるんですが、その辺の危険性とか、あるいは構造上どのぐらいの積雪に耐えられるようにしてあるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 牧山議員のご質問の1点目、人工芝工事はどこに入ったのかというんですけれども、これ、群馬県さんと委託してまして、群馬県の建築課のほうで建物のほうは発注しています。建築課と話している間に、建築課で出す物件じゃないだろうということで、土木工事を出すということで、その分につきましては、対策事務所と町で契約しまして、対策事務所の土木工事として発注してございます。

2点目の大雪のときの危険性なんですけれども、たしかにあれだけ高い屋根ですと危険だということで当初融雪設備をつけたんですけれども、やっぱりコストを考える中で、更新とか考えるとお金がかかるんじゃないかということで取りやめさせていただきました。工夫とすれば、あそこの体育館は、一周できるように道をあけてございます。大雪が降った際には、積もった雪を除雪なりできるように道路も一周回してございます。余り多く降った場合には、その辺に立ち入り禁止区域等つくりまして、安全確保に努めていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） もう一つの質問である構造上どのぐらいの積雪に耐えられるようにしてあるのか、その説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 積雪地域ということで、すみません、確かな書類を見ているわけではないので、多分1メートルぐらいの積雪は見込んで設計のほうはしているかと思っています。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 1メートルですと、前回の大雪のときは、それ以上に多分積もったんではないかと思うんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。大きな屋根なので非常にたまる量も多いし、素直に落ちてくれれば問題はないんですけれども、傾斜もそんなにあるようにも見えないので、どうなんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） そうしましたら、詳細な資料をお持ちしまして、次回お持ちできれば次回か、それより早く手元に届けばお示ししたいと思いますけれども。議会事務局のほうに届けばよろしいですか。

○議長（浅沼克行君） じゃ、事務局のほうへお願いします。

○ダム対策課長（篠原博信君） わかりました。

○議長（浅沼克行君） よろしくお願いします。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 後でも結構ですが、万が一それで不足があるような場合には、何らかの融雪にかわるようなものを考えないと危険を伴うかなと思うので、よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 構造的な屋根の勾配とかも、もう一度図面のほうを見させてもらって、危険のないようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

ほかにはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） それでは、質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第13号は、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼克行君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お座りください。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第19、議案第14号 工事委託契約の変更について（（仮称）町営水没文化財保存センター新築工事）についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第14号 （仮称）町営水没文化財保存センター新築工事にかかわる工事委託契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

昨年より実施している新築工事は、群馬県に委託し工事を進めているところでございます。このたび今年度分の工事が終盤を迎え、工事費が確定したことから、7,469万7,400円減額し、9億6,493万7,400円に変更契約を締結するものでございます。

契約の目的は、水源地域活性化支援事業（仮称）町営水没文化財保存センター新築工事。契約の相手方は、群馬県知事山本一太でございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので質疑を行います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第14号は、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼克行君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お座りください。

◎議案第15号～議案第21号の一括上程、説明

○議長（浅沼克行君） 日程第20、議案第15号より日程第26、議案第21号までは、令和元年度の一般会計及び各特別会計の補正予算であります。

本日のところは一括上程し、議案の提案説明にとどめ、議案調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、町長の提案説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第15号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,587万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億2,434万7,000円とするものでございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第16号 令和元年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,146万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第17号 令和元年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,161万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第18号 令和元年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億51万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第19号 令和元年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,123万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第20号 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,270万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,412万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第21号 令和元年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,660万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 提案説明が終了しました。

◎散会について

○議長（浅沼克行君） 本日は、これにて散会とし、次回は、12日でございます。

11日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上で散会といたします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 3時12分

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和元年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月12日(木曜日)午後1時開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 第 1 議案第15号 令和元年度長野原町一般会計補正予算(第6号)について
- 第 2 議案第16号 令和元年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第 3 議案第17号 令和元年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算(第2号)について
- 第 4 議案第18号 令和元年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 5 議案第19号 令和元年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 6 議案第20号 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第 7 議案第21号 令和元年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	4番	萩原宗仁君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原 睦男 君	副町長	市村 敏 君
ダム担当副町長	佐藤 修二郎 君	教育長	市村 隆宏 君
総務課長	唐沢 健志 君	町民生活課長	本田 昌也 君
税務課長	矢野 今朝治 君	出納室長	松本 こづ江 君
建設課長	唐澤 正人 君	ダム対策課長	篠原 博信 君
上下水道課長	櫻井 雅和 君	教育課長	佐藤 忍 君
産業課長	野口 芳夫 君	企画政策課長	中村 剛 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤 信利	書記	土屋 靖彦
------	-------	----	-------

開議 午後 1時00分

◎議長挨拶

○議長（浅沼克行君） それでは、本会議を始めます。

定例会2日目となりました。大変ご苦労さまです。

本日は、初日に提案されました令和元年度の一般会計及び各特別会計の補正予算の内容説明、審議等をお世話になるわけでございます。ご了承の上ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、本会議を始めたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第1、議案第15号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しています。

順次担当課長の内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第15号 令和元年度長野原町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,587万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ162億2,434万7,000円とするものでございます。

1枚返していただきまして、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、14款国庫支出金では、1項国庫負担金で2億4,900万円の追加。

15款県支出金では、1項県負担金、2項県補助金、合わせまして4万7,000円の減額。

18款繰入金では、1項基金繰入金で1億3,110万7,000円の減額。

20款諸収入では、5項雑入で1億2,702万7,000円の追加。

21款1項町債では1億2,100万円の追加。

合計で3億6,587万3,000円の追加でございます。

次に、2ページの歳出でございます。

1款1項議会費では9万8,000円の追加。

2款総務費では、1項総務管理費から5項統計調査費まで、合わせまして923万円の追加。

3款民生費では、1項社会福祉費、3項国民年金費、合わせまして238万9,000円の追加。

4款衛生費では、1項保健衛生費で19万7,000円の追加。

6款農林水産業費では、1項農業費、2項林業費、合わせまして4,092万円の追加。

7款1項商工費では23万9,000円の追加。

8款土木費では、1項土木管理費から5項都市計画費まで、合わせまして8,910万8,000円の追加。

9款1項消防費では252万1,000円の追加。

10款教育費では、3ページにかけ、1項教育総務費から6項保健体育費まで、合わせまして117万1,000円の追加。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費で2億2,000万円の追加。

合計で3億6,587万3,000円の追加でございます。

4ページに移りまして、第2表地方債補正でございますが、災害復旧事業債で台風19号災害に伴い、事業費の追加による限度額の変更でございます。

第3表繰越明許費でございますが、10款教育費、5項社会教育費で、水没文化財等保存継

承支援に係る水源地域活性化支援事業で2億500万円の追加でございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

事項別明細書の2、歳入でございます。

14款国庫支出金では、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金で、道路橋梁災害復旧費負担金2億4,900万円の追加。

15款県支出金では、1項県負担金、2目民生費県負担金で、保険基盤安定負担金104万7,000円の減額。

2項県補助金、1目総務費県補助金で、ダムサイト公園整備100万円の追加。

18款繰入金では、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で1億3,110万7,000円の減額でございます。

8ページに移りまして、2款諸収入では、5項雑入、5目水源地域整備事業費負担金で、農業経営近代化施設整備ほか3事業の水特事業負担金1億2,266万4,000円の追加。

6目雑入で、民間開発に伴う埋蔵文化財調査事業ほか1事業及び後期高齢療養費返還金、合わせまして436万3,000円の追加。

21款1項町債、1目災害復旧事業債で1億2,100万円の追加でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤信利君） 9ページ、3、歳出をごらんください。

1款1項1目議会費では9万8,000円の追加をお願いするものです。

説明欄をごらんください。

2、一般職給から19退手組合負担金までの追加は、人事院勧告による人件費の補正です。

以上よろしくお願ひします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では311万7,000円の追加でございまして、2節一般職給から19節退手組合負担金まで、人事院勧告等による特別職3名及び一般職9名分の人件費の追加でございます。

2目広報費では22万5,000円の追加でございまして、生活再建事業により整備した新たな施設がどういふものなのか町民の皆様にご理解いただくよう、その内容を掲載した広報特集号を発刊するための追加でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） それでは、企画政策課関連の補正予算についてご説明いたします。

9ページ、最下段ごらんください。

このたびの補正予算では、6目企画費に221万6,000円を追加し、1億4,433万7,000円とするものでございます。

ページ右側、説明欄により説明させていただきます。

企画一般管理では189万6,000円の追加で、2節一般職給から10ページの19節退職手当組合負担金までにつきましては、人事院勧告及び人事異動による増額でございます。新組織設立事業につきましては32万円の追加をお願いするものです。これは来年に発足させる新組織の設立について、今年度中に必要な費用の追加をお願いするものです。

内容は、11節消耗品費では、新組織で使用する印鑑等の購入費として5万円、2節手数料では、法人登記に必要な各種証明書の交付手数料として7万円、13節事業委託料では、法人登記事務委託料として20万円の追加をお願いするものです。

以上よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 7目交通安全対策費では50万円の追加でございまして、全協で説明しましたとおり、高齢運転者の交通事故防止のため、自動車誤発進防止装置設置費用補助金10件分を追加するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 続いて、10目ダム対策費でございますが、277万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては説明の欄をごらんいただきたいと思います。八ッ場ダム生活再建・地域振興対策事業では177万2,000円を追加するもので、1節一般職給料、3節勤勉手当、4節一般職共済費、19節退職手当組合負担金については、人事院勧告による給与改定による追加を、12節の広告料では、八ッ場ダム完成に合わせ、上毛新聞社にて発行する八ッ場ダム完成記念特集号への協賛費用でございます。

続きまして、水源地域活性化支援事業では、13節の事業委託料について、群馬県への委託事業費の精査により4,380万9,000円の減額を、11ページ、18節の機械器具費では、ダム湖面観光支援事業の備品購入費の精査により820万円の減額を行い、15節工事請負費で、13節、

18節の減額分5,200万9,000円を追加するもので、工事請負費の主な内容ですが、観光船の栈橋の製造、それと設置工事費及びカヌー・カヤックの倉庫の工事費でございます。

続いて、ダムサイト公園事業整備費では、13節の事業委託料で、群馬県委託をお願いしていますダムサイト左岸に建設中の売店工事の事業費確定により100万円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 18目情報化対策費につきましては、財源変更でございまして、県が実施する道路防災工事において、光ケーブルの移設業務が生じたため、その補償費を充当するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 引き続き、2項徴税费、1目税務総務費では、2節給料から19節負担金補助及び交付金の合計で22万9,000円の追加をお願いするものでございます。人事院勧告の実施によりまして、職員8名分の人件費の増額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では13万円の追加補正でございます。これは2節給料から、12ページの19節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告による人件費の追加補正をお願いするものでございます。

以上よろしく願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費では4万1,000円の追加でございまして、2節一般職給から19節退手組合負担金まで人事院勧告による一般職1名分の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では15万円の追加補正でございます。これは2節給料から、13ページの19節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告による人件費の追加補正をお願いするものでございます。

次に、3目障害者福祉費では353万3,000円の追加補正でございます。これは23節で障害者

自立支援給付事業に係る30年度給付費の額確定による国庫県費の精算返還金による追加補正をお願いするものでございます。

次に、4目後期高齢者医療費では136万1,000円の減額補正でございます。これは28節で後期高齢者医療特別会計繰出金の減額補正をお願いするものでございます。

次に、3項国民年金費、1目年金総務費では6万7,000円の追加補正でございます。これは2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告による人件費の追加補正をお願いするものでございます。

次に、14ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では19万7,000円の追加補正でございます。これは2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、人事院勧告による人件費の追加補正をお願いするものでございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では2万5,000円の追加でございまして、説明欄の3節勤勉手当、4節一般職共済費とも人事院勧告に伴う職員1人分の人件費補正でございます。

2目農業総務費では18万5,000円の追加でございまして、2節一般職給から19節退職手当組合負担金まで、人事院勧告に伴う職員4人分の人件費補正でございます。

15ページにかけての3目農業振興費では3,850万円の追加でございます。内訳でございますが、横壁地区の農業経営近代化施設整備事業では、18節機械器具購入費450万円の追加を、林地区の農産物集出荷施設整備事業では外部デッキの追加や備品の追加等に伴い、15節工事請負費3,400万円の追加でございます。

5目農地費では2万3,000円の追加でございまして、3節勤勉手当、4節一般職共済費とも人事院勧告に伴う職員1人分の人件費補正でございます。

6目農業集落排水事業費では102万7,000円の減額でございまして、28節農業集落排水事業特別会計繰出金の補正でございます。

2項林業費、1目林道総務費では295万4,000円の追加でございます。内訳でございますが、林業総務一般では、19節負担金でチェーンソー講習受講料に不足が生じたため15万4,000円の追加を、治山事業では、19節負担金で常林寺の裏山の土砂崩れ復旧工事を県単独治山事業で実施するのに伴い、町負担分として事業費の10分の1、280万円の補正をお願いするものでございます。

3目林道維持費では26万円の追加でございまして、19節負担金で、大型特殊免許等取得負担金の補正でございまして。

16ページに移りまして、7款1項商工費、1目商工総務費は10万3,000円の追加でございまして、2節一般職給から19節退職手当組合負担金まで、人事院勧告に伴う職員3人分の人件費補正でございまして。

3目の観光費では13万6,000円の追加でございまして。内訳でございまして、観光事業では、12節手数料で、温泉成分分析検査が必要になったことに伴い補正追加を、王城山自然探勝路整備事業では、22節補償金で林長野原高原道路整備に伴い、立木補償金の追加をお願いするものでございまして。地域振興施設整備事業では、川原湯地域振興施設の15節工事請負費から7,700万円を減額し、同額を18節諸備品購入費へ振りかえる補正でございまして。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では28万6,000円の追加をお願いするものでございまして。

16ページから17ページにかけては、内容につきましては説明欄、土木総務一般、2節一般職員給から19節退職手当組合負担金では、人事院勧告による職員7名分の人件費を補正するものでございまして。

17ページの2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費では100万円の追加をお願いするものでございまして。内容につきましては、説明欄の道路橋梁総務一般で、19節負担金では、群馬県が実施する大字大津馬場地区の急傾斜地の崩壊対策事業の受益者負担金でございまして。

3項住宅費、1目住宅管理費では620万円の追加をお願いするものでございまして。説明につきましては、説明欄の住宅管理事業、11節修繕料で入居者の退去時の修繕及び供用施設修繕でございまして。

18ページをごらんください。

5項都市計画費、2目公共下水道事業費では8,162万2,000円の追加をお願いするものでございまして。内容につきましては説明欄、公共下水道事業、28節公共下水道事業の特別会計繰出金でございまして。

以上でございまして。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 9款1項消防費、2目非常備消防総務費では2万1,000円の追加

でございます、3節勤勉手当、4節共済費について、人事院勧告による一般職1名分の追加でございます。

4目消防施設費では250万円の追加でございます、水特事業で整備する長野原分団詰所新築工事に変更が生じたことによる追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、教育課長。

○教育課長（佐藤 忍君） 19ページにかけまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では4万2,000円の追加をお願いするものでございます。説明をごらんください。事務局総務一般では、3節職員手当等から19節退手組合負担金まで、人事院勧告に伴う教育長の手当等の追加でございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費では2万円の追加をお願いするものでございます。説明をごらんください。小学校管理事業（人件費）では、3節職員手当等及び4節共済費で、人事院勧告に伴う職員人件費の追加でございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目こども園管理費では14万6,000円の追加をお願いするものでございます。説明をごらんください。こども園管理事業（人件費）では、3節職員手当等で、扶養手当の追加及び住居手当の追加でございます。

19ページから20ページにかけまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費では39万1,000円の追加をお願いするものでございます。説明をごらんください。社会教育総務一般では、2節給料から19節退手組合負担金まで、人事院勧告に伴う職員人件費等の追加でございます。

続きまして、20ページ、3目文化財保護費では49万6,000円の追加をお願いするものでございます。説明をごらんください。民間開発に伴う埋蔵文化財調査事業では、13節諸委託料で、大津地区の太陽光発電所建設に伴う埋蔵文化財調査の事業実績により、97万7,000円の追加をお願いするものでございます。なお、財源は全額、開発会社負担となります。

続きまして、県史跡勘場木石器時代住居跡保存処理事業では、事業実績による節間の組みかえを、同じく狩宿茶屋本陣保存整備事業も事業実績により48万1,000円の減額でございます。

続きまして、21ページ、6項保健体育費、1目保健体育費総務費では3万円の追加をお願いするものでございます。説明をごらんください。保健体育学校教育関係事業では、がん教育のさらなる自立を図るため、国の学習指導要領改訂で来年度から全面実施されます。それ

に伴い、先行実施として医師やがん経験者等を外部講師としてお招きして授業いたしたく、講師謝礼として、8節報償費で3万円でございます。

続きまして、3目給食センター費では4万6,000円の追加をお願いするものでございます。説明をごらんください。学校給食事業では、3節職員手当等で通勤手当及び4節共済費の追加でございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、台風19号の復旧事業として2億2,000万円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄の道路橋梁災害復旧事業、15節工事請負費では、町道及び普通河川等35カ所の災害復旧工事費の補正を追加するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 続きまして、22ページに移りまして、特別職の給与費明細でございますが、比較欄のとおり、人事院勧告に伴う期末手当等の追加により、合計で50万8,000円を追加するものでございます。

次に、23ページに移りまして、一般職の給与費明細でございますが、上段の表では、人事院勧告及び人事異動等に伴い、比較合計欄のとおり552万9,000円を追加するもので、下の表は職員手当の内訳、また、24ページにつきましては、給料及び職員手当増減額の変更でございます。また、25、26ページは、給料及び職員手当の状況でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 内容説明が終了しましたので、質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3カ所以内とすることに、議員各位のご協力をお願いいたします。

7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） 7番。

3点質問をさせていただきます。

まず、10ページの2款総務費、1項総務管理費、10目のダム対策費で、広告料ということで、八ッ場ダムの特集号で上毛新聞に広告料165万円なんですけれども、この特集号の発行

日はいつなのか、また、どのような内容の広告を載せるのか、お願いいたします。

次に15ページです。6款農林水産業費、2項林業費、3目の林業維持費です。負担金で、大型特殊免許等取得負担金ということで26万円計上されているわけなんですけれども、どのような趣旨で、何人に対してどのくらい負担するのか、お願いいたします。

それと、もう一点が20ページです。10款教育費、5項社会教育費、3目の文化財保護費で狩宿茶屋本陣の整備事業で48万1,000円が減額補正になっているんですけれども、この狩宿茶屋本陣の現在の整備事業の進捗状況と今後の状況、見通し、予定についてお願いいたします。

以上3点です。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） それでは、黒岩議員の最初の質問にお答えしたいと思います。

ダム対策費の中にある広告料、これ、上毛新聞さんをお願いする特集号なんですけれども、これ八ッ場ダムの完成式に合わせるように今考えております。この完成式まだ決まっておりません。今の段階で3月中だろうというふうに思っておりますが、この日に新聞の折り込みといえますか、そういう中にも入れ、なおかつ完成式典のときに皆さんにもお配りするというような方向で考えております。また、完成式典の日が決まれば、皆さんに当然通知がいきますので、今のところは3月中というだけしかわかっておりません。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 黒岩議員の2点目のご質問の件でございます。

大型特殊免許等の取得負担金でございますが、除雪、今回みたいな台風以外の緊急的な作業等で職員2名分の取得負担金を計上させていただいております。

免許の取得及び作業用免許の取得費の全額の負担という形で計上させていただいております。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 教育課長。

○教育課長（佐藤 忍君） 黒岩議員の3点目のご質問でございますが、狩宿茶屋本陣整備事業のまず進捗状況と今後の見通しということなんですけれども、進捗状況につきましては、今年度は検討委員会のほうを開催しております、今後も引き続き開催していきますけれど

も、最終的には、現在7年間の計画を持って実施しておりますので、また時期がありましたら、こちらのほうから随時報告させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 7番、黒岩君。

○7番（黒岩 巧君） はい、7番。

ありがとうございました。

上毛新聞の広告については、内容等もこれからということでしょうか。

それと、大型特殊免許の取得負担金ということで職員2名の方ということなんですけれども、確かに除雪のときだったり、今回のような緊急時、車両があるのに人が足りないということもあるかと思うので、しっかりと免許取った上で、安全に運転作業できるようなご指導をお願いしたいと思います。

それと、狩宿茶屋本陣については7年間の計画ということで、7年間をかけて保存整理していくということよろしいでしょうか。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 上毛新聞の件につきまして、内容についてはこれから詰めるんですけれども、上毛新聞もこれまで八ッ場ダムについていろんな記事を紙面で書いてきた。そういったものを入れながら、また町としても、これからいろんな振興施設あるいはアクティビティとかというものができてきますもので、そういったものも、その紙面の中で広告できるようなふうを考えて、今後詰めていきたいと思っています。

よろしく願いします。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 免許の取得に関しましてですけれども、安全な運転に心がけさせていただければと思います。

なお、先輩方がいらっしゃいますので、その辺の指導も踏まえて進めていきたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 教育長。

○教育長（市村隆宏君） 狩宿本陣の保存計画なんですけれども、先日、一番最近12月9日、今週の月曜日に保存活用の委員会を開きました。そのときには文化庁から調査官も来まして、この保存活用計画の見通しで、それをつくるに当たっては、どんなふうにしたいのかというのを住民、それから町、そして文化的な専門家も含めた中で検討を加えて、骨子をつくって

から、どんなふうな活用をしたいのかというのがやっぱりはっきりしないと、どこまで修復するのか、改修するのかというのがはっきり出てきませんので、今はどういう状態なのか専門家に見てもらっているという形で今進んでおります。年数は大分かかるということは、一応7年という目安はあるんですけれども、年数はかかるだろうということは文化庁の調査官の話にもありました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 7番、黒岩君。

○7番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

茶屋本陣についてなんですけれども、町内の貴重な文化遺産と思いますので、ぜひいい方向に進めばいいなと思いますので、しっかりと活用方法を、町長の地元でもありますので、しっかりと地元の皆さんと協議をして、どんなふうを活用するのか検討を重ねていただいて、いいものになればいいと思います。

答弁結構です。ありがとうございました。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） 5番です。

2点ほど質問させていただきます。

まず、10ページの総務費の7目で、先般条例が可決されて、50万の予算ということなんですけど、同じような制度が国の補正でできたというふうに報道されております。

車の買い換え時、後づけの場合は4万円を限度に65歳以上というようなことなんですけど、それを使った場合、町の場合は70歳以上5万円というようなことなんですけど、その辺との絡みが、両方使うことも可能かどうかとか、いろいろありましたらお願いいたします。

それと、修繕費ですね。17ページの最終行、土木費の住宅管理費で修繕費が620万ということなんですけど、これに該当する案件の件数、かなりの金額だと思いますので、相当傷んでいるところが何か所もあるのか、その辺を教えてくださいというふうに。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 先ほどの自動車運転の誤発進防止装置、こちらにつきましては、国のほうは方向性を考えたということで前出ていまして、昨日ですか、この補助制度がテレビ等で報道されたところでございます。

昨日で決まったということでございますので、町のほうにつきましても、現在、まだ方向性は考えてはございませんが、両方で利用できるというようなことは考えられないと思っています。

誤発信防止装置の後づけにつきましては、おおよそ5万円から7万円という話を以前聞いてございますので、両方使ってしまうと、補助金以上の金額となってございますので、そちらのほうは1つというような形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 富澤議員の2点目のご質問の修繕費の件数なんですけれども、当初10戸ほどの退居を見込んで算出していたんですけれども、今の11月末で18件の退居がございまして、そちらの修繕費でございます。

また、供用施設部分の修繕費なんですけれども、ガスボイラーを使っていたので、ガスボイラーの故障で交換が生じておりますので、そちらも含まれております。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） ありがとうございます。

補助金については、わかり次第教えていただければというふうに思います。

また、大幅に傷みが出てきて修理費がかさむというときは建てかえだとか、いろいろ含めて検討していったほうが効率的にいい場面もあると思いますので、その辺も含めてよろしくお願い致します。答弁結構です。

○議長（浅沼克行君） いいですか、はい。

ほかには。

2番、浅井直輝君。

○2番（浅井直輝君） 2番。

14ページの説明欄の一番下ですね。農業経営近代化施設整備事業で、その次のページに続いて、機械器具費450万円、これがどういうものなのかと、その下のほうの各種研修会負担金、チェーンソーの研修会と伺いましたけれども、これは職員のための研修か、教えてください。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） 浅井議員のまず農業経営近代化施設整備事業の機械器具費でござ

いますが、ホイローローダーほか、細かな機械類の購入の補正でございます。

それと、チェーンソーの講習に関しましては職員でございます。1人2万2,000円の講習料かかりまして、7人分の計上をさせていただいております。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 2番、浅井君。

○2番（浅井直輝君） 2番。

ありがとうございます。

じゃ、450万円のホイローローダーほかということで。

あと、チェーンソーは職員の、やっぱりこれから災害が多いので、こういうのは資格がないと何しても監督署にやられてしまうので、いいことかと思えます。

ありがとうございます。

○議長（浅沼克行君） ほかには。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 9番。

2点お聞きします。

まず、17ページの8款土木費、道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金100万と
いうのがあるんですが、これはどういう場所の工事に対しての受益者負担金なのかということ。

もう一点は、21ページの災害復旧費、ここで今回の台風19号に対する補正だと思うんですが、2億2,000万で総額が4億4,200万6,000円ですか、ということになっていますが、財源で国庫支出金、それから地方債とあるんですが、一般財源は1億5,000万ですよ。減額になっています。

国庫補助とか県の補助金が全く入らないで、町単独でやらなきゃならないような場所も多分あるんかと思うんですが、それが大体どのくらいあるのかということをお教えいただけますか。

○議長（浅沼克行君） 建設課長。

○建設課長（唐澤正人君） 牧山議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の急傾斜地の崩壊対策事業の受益者負担金なんですけれども、こちらは中央小学校の裏山、国道までの間なんですけれども、そちらのほうが県の急傾斜地の指定の区域になっております。そちらのほうで落石と倒木があったということで、こちら、今回のり面の対策

ということで、今年度については設計費の受益者負担でございます。

それとあと、21ページの災害の公共土木災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、現在35カ所予定してございます。実際に一般財源、工事費につきましては、国の補助金と起債のほうを充当させていただきます。残りにつきましては、一般単独で行う部分についても起債のほうを充当するものでございます。こちらの町の持ち出し分といたしましては、原材料、洗掘された場所とか、応急的に復旧した場所につきましては、町の負担で実施のほうをさせていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 原材料ですと、そんな大きな金額には多分ならないと思うんですが、例えば町有地内の、あれは産業課の範疇とかになるんだと思うんですが、林道が壊れているとかというところの復旧とかに対しては、どういうことになるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 産業課長。

○産業課長（野口芳夫君） ただいまの牧山議員の林道関係の補修の関係でございますけれども、業者に委託ををお願いしてやっていた部分、実際に災害あったのは5路線ございました。

それと、その中で原材料費及び機械等賃借料で対応させていただいている、かつ職員で直接できる部分に関しましては職員が、本日も出ておりますけれども、林道熊の内線等は職員も対応してございます。その原材料費、機械賃借料につきましては、町の持ち出しという形になっております。

冬期間閉鎖の林道もございしますが、おおむね今年度中で林道仮復旧は終わる予定でございます。冬期間閉鎖になる部分に関しましては来春対応させていただいて、通常の通れる形にしたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○9番（牧山 明君） はい。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

○9番（牧山 明君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第2、議案第16号から日程第7、議案第21号までを一括議題とします。

議案第16号から議案第21号までは令和元年度の各特別会計の補正予算です。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しています。

これより担当課長の内容説明を求めます。

初めに、議案第16号 令和元年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第17号 令和元年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 議案第16号 令和元年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

表紙をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,146万円とするものです。

まず、歳入ですが、4ページをごらんください。

4ページの3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では8万2,000円の追加補正でございますが、これは特定健診等負担金の概算交付額決定による追加補正をお願いするものでございます。

次に、7款諸収入、4項雑入、3目一般被保険者等返納金では14万円の追加補正でございますが、これは医療機関からの返還が生じたことによる追加補正をお願いするものでございます。

次に、歳出ですが、5ページをごらんください。

6款保険事業費、2項1目特定健康診査等事業費では2万5,000円の追加補正でございますが、11節の需用費で特定健診保険事業におきまして、バランスボール破損によりまして購入のための追加補正をお願いするものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では10万円の追加補正、また4目一般被保険者還付加算金では4万円の追加補正でございますが、こちらは被保険者への保険料過年度還付及び加算金が生じたための追加補正をお願いするものでございます。また、9目特定健康診査等負担金償還金では5万7,000円の追加補正でございますが、こちらは前年度額確定による償還金の追加補正をお願いするものでございます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

では続きまして、議案第17号 令和元年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

表紙をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,161万1,000円とするものです。

まず、歳入ですが、3ページをごらんください。

7款1項1目繰越金では10万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に歳出ですが、下段をごらんください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では10万9,000円の追加補正でございますが、2節給料、3節職員手当等につきましては、人事異動に伴う人件費の補正で、12節役務費につきましては、レセプト管理システムオンライン化によります光回線整備及び回線使用料の追加補正でございます。また、19節負担金補助及び交付金につきましては、医師研修に係る会費で2万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、4ページ以降に給与費明細書等を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、議案第18号 令和元年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予

算（第1号）についてから議案第20号 令和元年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） 議案第18号 長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、総額を5億51万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金では、1節繰越金に18万8,000円の追加をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目簡易水道総務費では18万8,000円の追加をお願いするものでございます。

説明欄のとおり、簡易水道総務一般では、3節職員手当等及び4節共済費では、人事院勧告による職員2名分の人件費の追加、27節公課費では、消費税の中間払いに不足が生じたことから、12万円の追加をお願いするものでございます。

2項1目簡易水道建設改良費では補正額の増減はありませんが、水特関連工事において、13節委託料では、国に委託して施工を予定していた工事箇所を町にて施工することとなりまして4,600万円を減額し、15節工事請負費に同額を振りかえるものでございます。

5ページ以降は給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第19号 長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ102万7,000円を減額し、総額を9,123万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金より102万7,000円の減額でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 2 目農業集落排水施設管理費では102万7,000円の減額でございます。説明欄のとおり、2 節一般職給から19節退職手当組合負担金まで、4 月の人事異動及び人事院勧告による職員 1 名分の人件費の減額でございます。

5 ページ以降は給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第20号 長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,270万2,000円を追加し、総額を7億6,412万3,000円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4 款 1 項 1 目公共下水道県補助金では、1 節公共下水道県補助金に9,108万円の追加、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金では、1 節一般会計繰入金に8,162万2,000円の追加をお願いするものでございます。

4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目公共下水道事業費では1億7,270万2,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄のとおり、3 節職員手当等及び4 節共済費では、4 月の人事異動及び人事院勧告による職員 1 名分の人件費の減額でございます。13節委託料、15節工事請負費につきましては、水特関連工事でございます。13節事務委託料の県委託分及び国委託分、また15節管渠築造工事ともに修正設計が完了したことにより不足する額、合わせて1億7,300万円の追加をお願いするものでございます。

5 ページ以降は給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 最後に、議案第21号 令和元年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第21号 令和元年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

表紙をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,666万7,000円とするものです。

まず歳入ですが、3ページをごらんください。

2款1項広域連合補助金、1目人間ドック補助金では24万円の追加補正でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金では3万6,000円の追加補正で、人間ドックに伴う追加補正でございます。

次に、2目保険基盤安定繰入金では139万7,000円の減額補正で、今年度の保険基盤安定負担金の額確定による減額でございます。

次に、5款1項1目繰越金では146万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に歳出ですが、4ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3万4,000円の追加補正でございますが、11節需用費でプリンタートナーカートリッジの購入による追加補正をお願いするものでございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では3万円の追加補正でございますが、19節負担金補助及び交付金で保険基盤安定負担金について額確定による139万7,000円の減額と保険料等負担金について本年度所得確定後の算定及び過年度保険料収納分の加算に伴う142万7,000円の追加を合算いたしまして3万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、4款1項1目保健事業費では27万6,000円の追加補正で、19節人間ドック補助金12名分の追加補正をお願いするものでございます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 内容説明が終了したので、議案第16号から議案第21号までの各特別会計補正予算について一括質疑を行います。

7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） 7番。

議案第20号の長野原町公共下水道事業特別会計については、1回質問させていただきます。

4ページの1款土木費、1項公共下水道事業費、1目の公共下水道事業費の中で、事務委託料と工事請負費で水特に係る下水の管路工の築造と設計ということなんですけれども、合わせて1億7,300万円ほど、これがどの地区で管路工がどのくらいの長さの工事を行うのか、お願ひいたします。

○議長（浅沼克行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） これにつきましては、全体的に修正設計が終わっての工事額の変更ということになります。地区が水特地区全般にわたっての今年度下水道の工事を町発

注で14本、あとマンホールポンプの工事で、全部で6本をこれから発注する分も含めてありまして、当初ですと概略設計で予算化してあるんですが、その部分が全部本設計が済んだことよっての増額となっております。また、県とか国につきましても、町から概算設計分の金額で当初予算計上させてもらっているんですが、それが本設計進んでいくうちにふえてこのような金額になったということです。

今までですと、今年度も水特の工事が完了しなければならないということで次年度に振りかえるということがまず難しい中で、この段階で全部精査できたということでの補正額の増となっています。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 7番、黒岩君。

○7番（黒岩 巧君） 7番。

ありがとうございました。

道路やなんかの工事が進んできたりとか、いろんな部分で道路の管路の距離が確定したんだというところで正確な数字が出たという理解でよろしいでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（櫻井雅和君） そのとおりでございまして、国においても道路の設計が終わって、それをもらっての私どもの設計になりますので、いろんな要件で増額してきて、ふえて確定したということでございます。

以上です。

○7番（黒岩 巧君） はい、ありがとうございました。

○議長（浅沼克行君） よろしいですか。

○7番（黒岩 巧君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第16号から議案第21号まで6件を一括採決します。

お諮りします。議案第16号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第17号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第18号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第19号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第20号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎散会について

○議長（浅沼克行君） 以上で本日予定した日程は全て終了しました。

お諮りします。本日はこれにて散会とし、次回は19日でございます。

13日から18日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上で散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時03分

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和元年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月19日(木曜日)午前10時開議

- 第1 諸報告
- 第2 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	4番	萩原宗仁君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	本田昌也君
税務課長	矢野今朝治君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	唐澤正人君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	櫻井雅和君	教育課長	佐藤忍君
産業課長	野口芳夫君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐藤信利 書記 土屋靖彦

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（浅沼克行君） 皆さん、おはようございます。

12月定例会最終日となりました。ご多忙のところ、大変ご苦労さまでございます。本日で全ての日程が終了できますよう、ご協力をお願いいたします。

本日は、付託陳情の委員会報告などとなっています。ご了承の上、ご協力をお願いします。

◎町長挨拶

○議長（浅沼克行君） それでは、まず町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席くださりまして、まことにありがとうございます。

また、令和元年も残すところ10日余りとなりました。本年も皆様には大変お世話になりましたことをこの席をおかりいたしまして、改めて感謝と御礼申し上げたいと思います。

毎年毎年、私は長野原町役場の全体の目標を立てるようにしております。先日、各課長にはその目標を伝えたんですけども、いい機会なので議員の皆様にも聞いていただきたいと思ひまして、ちょっとお伝えしたいなというふうに思ひます。

来年4月より、全員協議会でもお伝えしましたが、新しい組織を立ち上げようとしております。その組織の中に人や地域をつなぐ、あるいは人を育てるという大きなテーマを掲げておりますけれども、まさに来年の長野原町役場の目標、長野原町の目標と言ってもいいかもしれません。そのことずばり人をつなぐということと、人を育てるということを目指して取り組むことといたしました。もっと前というのは、私の今期4年間のスローガンでありますので、私も人をつなぐ、人を育てるということを目指し、もっと前へ長野原町を前進させるべく全力を尽くしてまいりたいと思ひますので、そのあたりのところも議員の皆様

にも頭の片隅に入れていただいて、ご理解をいただき、ご協力をいただけると幸いです。

本日は6名の議員の皆様から一般質問をお受けする予定でございますけれども、後ほどご指導賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、冒頭の挨拶にかえさせていただきますと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） ありがとうございました。

◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程は配付のとおりとなっております。

◎諸報告

○議長（浅沼克行君） 日程第1、諸報告は付託陳情の委員会報告であります。

付託陳情の委員会報告は、初日に付託した5件であります。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、富澤重男君。

〔総務文教常任委員長 富澤重男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（富澤重男君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託された陳情等について審査した結果を報告します。

記

1. 委員会開催日 令和元年12月5日（木）午後3時25分

長野原町役場委員会室

2. 出席者 ごらんいただきたいと思います。
3. 審査事項 付託陳情1件、その他であります。
4. 審査結果

- (1) 受理番号7号 「ハンセン病家族訴訟及びハンセン病問題の全面解決を求める」
意見書提出を要請する陳情書（ハンセン病問題を共に闘う全国市民の会・事務局長 金沢 修）

趣旨採択。

国による政策は多くの国民に苦痛、苦難を与えてきた。その全面解決に向けた活動は十分に理解できる。先日、可決成立した補償法及び改正基本法とともに、総理大臣による談話では、国としても同様、解決に向けて取り組みを始めていることが伺える。そのため、町議会としては今後の動向に注視しながら、近隣の当該施設及び周辺町村との連携を図り、対応していくこととした。

- (2) その他
 - 1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について議長へ申し出ることにした。
 - 2) その他
特になし。

5. 閉 会 （午後3時48分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（浅沼克行君） 総務文教常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

付託陳情1件、趣旨採択1件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤信夫君。

〔産業建設常任委員長 入澤信夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（入澤信夫君） 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された陳情等について審査した結果をご報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和元年12月5日（木）午後3時22分
長野原町役場議場
2. 出席者 ごらんいただきたいと思います。
3. 審査事項 付託陳情4件、その他であります。
4. 審査結果
 - (1) 受理番号6号 区内上の町地区（国道145号線）の道路側溝の新設についての陳情（長野原区長 野口富太郎）
採択とし、関係機関へ要望することとした。
 - (2) 受理番号8号 国道145号線の一部拡幅工事についての陳情（羽根尾区長 黒岩清次）
採択とし、関係機関へ要望することとした。
 - (3) 受理番号9号 町道北軽湯沢2号線の道路舗装と側溝工事についての陳情（北軽井沢区長 清水忠雄）
趣旨採択とし、路面補修で対応することとした。
 - (4) 受理番号10号 長野原草津口駅地域振興施設における運営補助金の継続交付等についての陳情（長野原観光協会長 櫻井芳樹）
この陳情につきましては、地域振興施設の運営補助金の継続交付陳情のほかにはほかの陳情もありましたが、審査の結果、趣旨採択とし、地域振興施設の維持管理に要する運営補助金については継続交付することといたしました。
 - (5) その他
 - 1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について議長へ申し出ることとした。
 - 2) その他
特になし。
5. 閉会（午後4時04分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（浅沼克行君） 産業建設常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

付託陳情4件、採択2件、趣旨採択2件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終結いたします。

◎委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

○議長（浅沼克行君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第74条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会からの配付のとおり申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、申し出のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（浅沼克行君） 日程第3、一般質問を行います。

今回、通告のありました一般質問は6名であります。

通告順に質問を許可します。

◇ 富 澤 重 男 君

○議長（浅沼克行君） 初めに、5番、富澤重男君。

〔5番 富澤重男君 登壇〕

○5番（富澤重男君） では、議長の承認をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

皆さんご案内のように、北軽井沢地区の鹿島軽井沢リゾート株式会社との土地の賃貸契約について、来年期間が満了になるわけで、その件につきまして質問をさせていただければというふうに思います。

まず、表題の件ですが、平成32年、令和2年10月23日をもって期間が満了となります。終了前6カ月までに計画について協議の上、以降のことを決定するという条項がございます。そんな中、その件についてまちではどのような交渉をしていくのかということをし差し支えない程度で結構ですから、質問にお答えいただければというふうに思います。

また、交渉事は相手あつてのことではありますが、まちではどのような方針で臨むか。1つは10月23日の期間満了をもって契約解除ということも想定されます。それについて原状回復条項というものがあるわけで、その点の扱い、あるいは契約が延伸される場合には、新しく設定する期間、賃貸料、それと前納金の扱い、原状回復条項など、どのような要望を提示するのか、方針をお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 富澤議員のご質問にお答えいたします。

鹿島軽井沢リゾート株式会社との土地賃貸借契約については、平成27年12月議会においてご議決いただき、30年ぶりに賃貸料の変更と賃貸期間を4年延長し、変更に関する覚書を締結したところでございます。そのときから既に3年が経過し、来年10月には契約期間が満了となることから、契約更新に向けた事前協議を本年7月に行い、2回目を12月に行ったところでございます。

また、本契約第4条に基づく協議申し入れが12月10日に提出されましたので、引き続き鹿島軽井沢リゾートと契約更新協議を行いたいと考えております。

なお、来年の3月議会では進捗状況について報告を、6月議会では契約更新についてご提案できるよう進めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） ありがとうございます。

ご案内のように、当社は10億程度の売り上げがあって、まちの雇用も総勢80名ぐらいいる中で半数程度、40名程度の雇用をしているというような報告を前に受けております。非常にまちにとって存続をしていただきたいというのはやまやまですが、相手あってのことということでございます。

その中でも先ほどもちらっと触れましたが、原状復帰の条項、中の条項の中でもかなりのウエートで大切なことかなというふうに思っています。また、書面上で付保、保証人として署名されておりますたしか鹿島建設株式会社並びに鹿島興産、その2社が担保として付保されているということだと思います。条項の中で連帯保証ということもうたってあると思うんですが、この辺のところ非常に大事かなというふうに思います。以後、覚書あるいは契約の変更等々、そういった方々の署名がもらえるのかどうか。

また、軽井沢スポーツアリーナとか、あるいはオリンピック、そういった今はもはや関係ないかと思うんですけれども、そういった関連の位置づけについても教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員の質問にお答えしたいと思いますが、議員のほうからも交渉事は相手があつてのことという言葉がありましたように、私も町長になってからも町長になる以前もいろいろな交渉事に携わった経験がございます。完全に秘密裏に行っていくという気持ちはございません。前回は議会の外で、懇談会ということで議員の皆さんとご相談をさせていただいたという経緯もございますので、そういう考えではありますが、議会というのは完全にオープンになりますし、相手方にも伝わってしまう可能性も往々にしてあるかと思えます。なので、ここで幾らでぶつけていきますとか、そういうことを申し上げるのはどうなのかなという感覚がある状況です。

先ほどの原状回復という、そういうことに関しては、前回のとおりにあちらも変えてくるようなこともないでしょうし、こちらも変えるようなつもりはございません。1つ言えるこ

とは、私が町長になってすぐに鹿島建設の本社に出向きましたときからもう6年近くたちますけれども、鹿島建設本社とも鹿島軽井沢リゾート株式会社とも非常にいい関係は築いてきているというふうに思っております。1つ言えることは、鹿島軽井沢リゾートと契約を切るという考えは、私の中には毛頭もないということだけお伝えしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（浅沼克行君） 富澤重男君。

○5番（富澤重男君） ありがとうございます。

具体的な数字だとかそういうものについては、なかなかこの場でということにはいかないと思うんですけれども、何年延長になるんかわかりませんが、どうなるかわかりませんが、先ほどの原状回復条項、こちらのほうだけはしっかりひとつ約束事をうたっていただければというふうに思っています。

また、それについて書面上で鹿島なり興産なり、そういったところの保証が付保されるのか、あるいはそういった条項を、書面全般を担保していただけるような保証人でいられるかどうか、その辺だけ1つ確認いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） さっき契約を切るという気持ちはないというふうに申し上げましたけれども、相手方も比較的前向きな状況であることだけは伝えておきます。

先ほど人間関係という言葉を使わせていただきましたけれども、やっぱり一番大切なのは人と人との関係ですから、その部分を私は一番に考えて、これからもいいお付き合いをしていきたいというふうに思っております。以前、議会でも見学をさせていただいて、その後、懇親の場をプレジデントで設けたということが記憶しておりますけれども、そういったことも最近ありませんので、議員の皆さんともそういったことを設けて、より一層いい関係を構築できたらいいなというふうに思っています。

ことし、浅間の噴火だとか台風の影響で、若干売り上げが落ちた部分があるということは聞いておりますけれども、あの施設、あのリゾート地というのは長野原町にとっては非常に大きな宝物だというふうに考えておりますので、より一層盛り上げられるように議員の皆さんの力もアイデアもおかりして、これからもまちとしても盛り上げられるように協力していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○5番（富澤重男君） 質問じゃなくて、ありがとうございますというお礼でございまして、

スムーズに延長なりの契約が進むようにというふうに願ってやみません。

以上でございます。

◇ 浅井直輝君

○議長（浅沼克行君） 次に、2番、浅井直輝君。

〔2番 浅井直輝君 登壇〕

○2番（浅井直輝君） 議長に許可をいただきましたので、通告書に従い、学校統合問題の見える化について一般質問をいたします。

学校統合問題検討委員会が発足し、会議を開いた結果、第一小と中央小は令和3年度、東中と西中は令和5年度、応桑小と北軽井沢小は令和6年度をめどに統合という結果が出ました。この先、統合問題検討委員会から統合問題審議会に移ってきたのですが、町民の皆様や保護者の方々にもっとこまめに情報問題の経過報告を出すことはできないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 浅井議員のご質問にお答えいたします。

私を委員長とした長野原町立学校統合問題検討委員会では、ことし1月の発足以来、4つのアンケート実施や学校教育に携わる関係者代表の委員による活発な意見交換が行われ、小・中学校の統合について、検討委員会としての方向性が出たところでございます。その検討委員会の方向性を踏まえ、長野原町立学校統合問題審議会へ諮問いたしましたところ、諮問した内容どおりの答申をいただきました。

今後は、学校統合についてより具体的に準備委員会等で検討や協議をしておりますが、議員ご指摘のとおり、保護者の方々や町民の皆様への経過報告は重要であり、加えて事案によっては、実際に参画やご協力をいただかなければ進めていくことはできないというふうに考えております。引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 2番、浅井直輝君。

○2番（浅井直輝君） ありがとうございます。

町長は6月の定例会のときに、一般質問で今後も幅広い意見をいただきながら、今後も途中計画を報告する予定で、オール長野原で解決できるよう取り組むと答えていただきましたが、今までの流れからいくと、3月の初旬に保護者へのアンケート実施、それで約3カ月ちょっとあいて、6月の末にアンケートの報告書が保護者に配られました。そして、その後7月に町民へのアンケート実施、それでその後しばらくあいて、今度は10月末に保護者に統合の方向性がある一斉メールが配信されました。次ぐ日にはもう新聞で報道。期間がみんな3カ月とか4カ月とか結構あいているんで、保護者の方々からはアンケート報告書の後はいきなり統合のメールや新聞報道ですかなど、いろんな意見が出ています。

つい先日も、統合の方向性のメールは来たが、その後何も報告がなくどうなっているんだろうという保護者もいました。このようなことでは、あと約1年後、令和3年度には統合できるのかという中央小の保護者の方の意見などもありました。多くの方々が、ほとんど情報もなく、この先どうなるのだろうと心配しております。その心配がなるべく少なくなるよう、まち側としてももっとこまめに、せめて月1回ぐらいのペースででも広報ながのはらやホームページなどで経過報告を出せるようにできないでしょうか。意見をお聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅井議員、ありがとうございます。

議員もご存じのとおり、議員の皆様の総意で私を任されたと思ひまして、委員長になって委員会を立ち上げた経緯がございます。ただ、その委員会に関しては、各学校の代表者にも来ていただきましたけれども、かなりデリケートな部分も含まれてきたところは議員もご理解いただけたと思いますが、この委員会についての報告というのは、その委員会でもどういうふうに報告をするかということも話し合っております。かつその委員会に関しては、決まったこと、あとは出た結果については報告をしなければいけないということで、その部分はしっかりと報告をさせていただいたつもりでございます。

これはそこまで期待はしてはいけないというふうに思うんですけれども、代表者の方に伝えていただけることが一番のいい状況だったと思うんですけれども、なかなか代表者の方もそうすると負担は重いということで、それは理解をしているんですけれども、これからのことは完全により一層具体的な話を詰めていく準備委員会というふうになりますので、その部分に関しては報告体制を構築するというのは大切なことでもありますけれども、そもそも議員皆さんの総意で立ち上げてきたものであると思ひますので、議員皆さんそれぞれが委員会の

メンバー、あるいは部会のメンバーに入っただけのものというふうに私も考えております。そうなれば、議員の皆様から、特に浅井議員は議員でもあり、かつPTAでもございますので、そういった形で報告というのをさせていただくと助かるという部分もあります。

先ほど最後の委員会が終わった後に突然メールが来たというところに関しては、おわびを申し上げなければいけないんですが、その委員会においてまずは保護者の方、PTAの方に報告をしてから新聞報道をしようという形で委員会では決まったんですが、その後ずっと記者の方とやり取りをしている中で、もう紙面をあけているということで、もう報道をせざるを得ない状況にあったことから、再度、委員会の出てきた人たちにご了解を得た上で、新聞報道される前とにかくPTAの皆様だけにはメールでお伝えしようということで、連絡メールを使わせていただいて報告をしたという経緯があります。それに関してはご批判もあるだろうなというふうに思ったんですけれども、やむを得ない状況だったということを議員の皆様にはご理解いただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、報告体制の構築は準備委員会として非常に重要な部分だと思いますので、逆に議員の皆様からお知恵をいただきながらつくっていきたいというふうに思っています。

よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 2番、浅井直輝君。

○2番（浅井直輝君） ありがとうございます。

やっぱりいろんなそういう状況があって、そういうふうになったのは承知しました。

あと1点、ちょっとこれはお願いごとみたいになってしまうんですけれども、教育長が12月5日の議会全員協議会や10日の統合問題審議会でお話しされた校舎利用の経緯や改築の費用のことなど、この間いろいろ説明してくださったんですけれども、そういうことを保護者の皆様や住民の皆様に説明をしてもらおうと、住民たちもまたいろんな面で納得できるのかなと思うんですけれども、その辺もすみませんけれどもよろしくお願いします。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 住民説明会とかをやったらどうかということ……

○2番（浅井直輝君） ええ。

○町長（萩原睦男君） そういったことも必要かと思います。ただ、どんな情報を伝える手段をつくったとしても、100%というのは非常に難しいというふうに私は感じております、いろいろな面において。

ですので、議員の皆様のをフルに使いたいという考えがありまして、なぜそう思うかという、例えばちょっと議長の名前を出すのは申しわけないんですが、議長はこの委員会がなされているときに、報告会ではないですけれども、長野原区だけで意見交換会を開いたという話を聞いております。まさに議員のやるべく姿なのかなというふうに感じたところでありましてけれども、先ほども申し上げたように、PTAであり、かつ議員でもある浅井議員にとっては、そういうところで我々がフォローし切れない部分をフォローしていただくと、より一層まち部局と議員との関係を構築して、いい方向で学校統合を進めていけるのではないかとこのように思いますので、ぜひともそこはこちらからもお力をかしていただきたいということをお願い申し上げて、答弁いたします。

◇ 星 河 明 彦 君

○議長（浅沼克行君） 次に、3番、星河明彦君。

〔3番 星河明彦君 登壇〕

○3番（星河明彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり、移住定住の促進と企業誘致、企業の支援について質問を行います。

総合戦略の最終年度になります。人口減少が予測以上に加速する中、重要な施策であります仕事づくり、町づくりの政策の取り組み内容と事業の成果、実績、評価について、どうなっているのか質問をいたします。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

長野原町では、企画政策課を中心に移住定住や企業誘致等を、産業課を中心に創業支援を進めております。

移住定住につきましては、空き家バンクの利用実績が現在まで8件で、うち1件は創業によるものでした。また、移住向け住宅改修助成では3件、家財処分費助成では1件の活用がございました。企業誘致につきましては、相談いただいた企業と協議をし、町内で仕事をしやすい環境づくりのお手伝いをさせていただいておるところでございます。創業支援補助の

件につきましては、現在までに9件、840万円余りが交付され、想定を上回る活用実績となっております。

今後も第2期総合戦略を策定し、持続可能な生活環境を整備していく考えでございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） 今、数値を教えてくださいましたけれども、KPIで上げているまちへの移住者、5年間で50人、これについては50人に対してどうだったのかなど。

それと、起業件数、5年間で5件のKPI、これについてどうだったのかという。すみません、さっきの数字の整理になると思いますが、それを教えていただきたいのと、やっぱり人口減少を食い止めていくには仕事がないとなかなか難しいわけで、それと出生率が落ちている中では、やはり外から入ってきていただくしかないのかなというふうに考えます。

先ほど中期計画、これからまた立てるということでございました。どのぐらいの今回のやってきた5年間のところの評価をされて、次にどう取り組んでいって、幾つも施策があったらいいというものではないと思いますので、一番絞ったやつとかはどんなことを進めていくというふうにお考えかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 先ほど移住者50人、起業5件という形の議員からお話いただきましたけれども、移住者に関しての50人というのは、どこをもって50人というのをはかるのかというところがちょっとつかみづらい部分がありまして、何人というふうにはっきりと申し上げることが不可能です。なぜならば、ただ、当初、総合戦略で立てた人口ビジョンに関しては、残念ながら目標値を下回っているところであります。

ただ、先ほど言った起業でございますけれども、今まちが把握しているこの5年間で起業をした数は、株式会社も含めて、青色申告する個人事業主も含めて26件でございます。その中で、先ほど申し上げたように、まちが助成をしたために起業できたものが9件だというふうに認識をしているところでございます。これは起業支援補助金、最大で100万円を補助するという制度でございますけれども、私が町長になって創設したのですが、比較的うまくいって、助ける形になっているのではないかとというふうに評価をしているところでございます。

総合戦略が最終年度というふうに星河議員のほうから言葉であったと思いますけれども、

総合戦略というのはそもそも終わりが無いというふうに思っております。5年で1つの区切りがつくんですけれども、今回、あした第2期の総合戦略の策定委員会、初の会議がスタートをするんですけれども、この5年間のもの、KPI評価をして、いいところはもっと伸ばして、逆に不必要なところは切ってという作業になっていくかと思っております。

ただ、私が2期に考え方として入れていきたいというのは、国連のサミットで世界的な目標ともなっておりますSDGs、Sustainable Development Goalsという、直訳をすると持続可能な開発目標ということでございますけれども、SDGsというのは世界的な動きというか、目標になってくるものでありますので、その部分の考え方を取り入れていくことが時代の流れともいうふうになりますし、まちの環境だとか防災をどうやっていくのかとか、女性が活躍できる場所をどうやってつくっていくのかという、そういうことが全て入っているものだというふうに私は認識しておりますので、SDGsの考え方をこの5年間では取り入れて、まさに持続可能な環境をつくっていくことが必要なんじゃないかなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） 先ほどKPIのまちへの移住者、5年間で50人という、その捉え方が難しいというふうにおっしゃっていましたがけれども、この辺はやっぱり軸足をきちっと捉えておかないと、5年間やってきた事業が丸かバツなのかという評価はなかなか難しくなると思います。

先ほどこれから会議が始まるというふうにおっしゃっていましたがけれども、今までやってきた5年間の各施策についてのKPIについて丸かバツだったのか、まずそこからの作業になると思います。反省すべきは反省し、重点課題を見詰めてやっていくというのがどこでもやっている方向になると思うんですが、何とか長野原町に住みたいなというような施策を見つけ出していただければなというふうに思いますので、もう一つお願いしたい。軸足はまずしっかりしておいてくださいというところはお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員のおっしゃるとおり、もう策定委員会を立ち上げる前に、まずは庁内でのいわゆるマル・バツということをやってみたんですけれども、そのマル・バツをつけづらい、今の時点でわかっていることなんですけれども、つけづらい目標を立ててしまったという部分が多少ございます。なので、目標設定の段階をしっかりと第2期では考えてい

かなくちやいけないなというふうに思っています。

その中で、具体的に言うかどうかということやちょっと考えてみますと、人口減少をいかに食い止めていくか、カーブを緩やかにしていくかというこの目標は下げられないとは思いますが、ゼロ歳以上の日本にいる子供がふえるということは不可能なので、海外から多くの移住者を呼んでくれる別ですけれども、今生きている人間がふえていくということはある程度なことなので、限られたパイを取り合うということを考えると、人口減少を食い止めるということは、その御旗を下げることはいけないとは思いますが、それと同時に人口が減ってもどうやったら我々が生き生きとして生活をしていけるかということと同時に考えるべきだというふうに思っています。

その考えの中で、これも最近はやりの言葉になってしまっているのですがどうなのかなというふうに思いますが、移住していただく人口を考える以前に、関係人口をふやしていくということは、非常に大きな考えだというふうに思います。特に都市部の企業でワークシェアリングとか、テレワークとかいうことを導入している会社がふえているということを考えると、例えば北軽井沢の夏涼しい、環境にも定評がある北軽井沢の環境を十分に生かして、テレワークもそうなんですけれども、夏の涼しい場所だけサテライトオフィスを北軽井沢に置くとか、そういう誘致活動というのは非常に重要だと思います。サテライトオフィスがすぐに持ってこれないのであれば、ワーケーションという考えもあるのかなというふうに思っています。

なぜ北軽井沢を特化して今申し上げましたけれども、10地区の行政区がある中で唯一北軽井沢はこの5年間横ばいです。もっと言うと、以前は微増をしております。それはなぜなのかということや考えたとき、やはり北軽井沢には何かの魅力があるんだと思います。まずはそういった長野原町の魅力を我々が再認識することと、その魅力をどうやって発信していくことができるか、そして関係人口をどれだけ多くつくっていくことができるか、それを考えることが一番のスタートだというふうに思っています、それに伴って移住者がふえていくという、そういう方向に持っていきたいなというふうに思っています。

あと、ちょっと先ほど申し上げればよかったんですけども、議員が人が生きるためには仕事がなくちやいけないというお話をされていましたが、一昔前は大きな工場を持ってこようというような傾向が各自治体にもあったかと思いますが、今は先ほど言ったようにサテライトオフィスを持ってくるとか、小さな企業でも数多く声をかけていくことが僕は重要だと思っています、この5年間の中で例えばバンジージャンプのスタンダードムー

ブ、これは企業誘致だったというふうに考えております。新たな交流人口がバンジージャンプをつくったために生まれていることはたしかです。

あと、児童発達支援事業所、一会に関しても、新たな交流が生まれているというふうに思っています。また、この春から障害福祉施設を請け負っていただくチャレンジドライブ、これも雇用というか、今まで長野原町にいなかった人たちが数名来ていただく予定です。また、川原湯の新しくできる施設のイノーバさんに関しても、まさに雇用を生む場所になってくるというふうに私は信じております。

もっと言うと、これはこれからの、名前は申し上げられませんが、私が、町長なので余りなことではできませんけれども、個人的なおつき合いの中で、今長野原町に興味を持って起業をしたいという、東京に会社を持っている方とお話をしている中では、ウイスキー工場をつくりたいというのが1件、ワイナリーをつくりたいというふうに言っている方が1件、もう一件ちょっとこれは消えそうなんです、仮想通貨のマイニング事業を長野原町に持ってきたいという方が1件、あともう一件、最近では上場企業なんです、AIを用いた実証実験を長野原町でやりたいという1件がございます。

これもどうなっていくかというのはわかりませんが、何が申し上げたいのかというと、それら全てが私が町長だから知り合うことができた人脈ではなくて、私が町長になる以前の方とお話ししているケースがございます。自分のことをトップセールスマンだというふうに申し上げていますが、以前にも申し上げましたが、議員の皆さんも営業マンだというふうに私は認識しておりますので、ぜひともこの10人の人脈とかそういったものを、情報だけでもいいです、足を動かすのは私、惜しまないので、そういった情報でも与えていただけると、企業誘致とか例えば関係人口をふやすというところに確実につながっていくというふうに思いますので、ぜひともお力添え賜りますことをお願い申し上げまして答弁いたします。よろしく申し上げます。

◇ 牧 山 明 君

○議長（浅沼克行君） 次に、9番、牧山明君。

〔9番 牧山 明君 登壇〕

○9番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、2つの点について

一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、全ての被災農地に公的支援を求める立場から質問させていただきます。

台風19号の大雨により多くの田畑が被害を受けました。長野原町でも農地15カ所、農道等5カ所、被害額1,000万円の報告がありました。詳細に調査すればまだまだあると考えています。営農を継続する上で必要な対策工事に対し、全て公的支援がなされることがまち全体の農地の保全、地域農業の振興につながると考えますが、町長の考えをお聞きします。

2つ目は、学校統合後の学校がなくなった地域での若者定住策、地域振興策についてお聞きします。

長野原町立学校統合検討委員会の方向性が、小学校2校、中学校1校に令和6年度までに統合するという結論が出ました。今後、審議会を経て、正式に統合に向かって動き出します。学校は地域の文化の発信の中心とされる中、学校がなくなる地域が出てきます。これらの地域の人口増加策とまち全体の人口増加対策の早期の確立は急務であると考えています。町長の考える人口増加対策、地域振興策に対する具体的な考えをお聞きします。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の1点目のご質問にお答えいたします。

台風19号による町内の災害は、議員もご承知のとおり甚大なものがございました。水田や畑についても、土砂流入、あぜやのり面の崩壊などの被害が発生し、状況は把握しているところでございます。そのような状況の中、災害発生の起因が町道や林道、用水など公共施設等の場合は、その公共施設の管理者が土砂撤去などの復旧工事を行います。しかし、民間所有の土地が起因となりますと、その所有者が復旧に当たることとなりますので、支援はなかなか難しいというふうに考えております。現在、一刻も早い復旧に向け、住民の方や業者、職員が協力し、取り組んでおります。

今後は、被害によって耕作放棄地等が発生しないように農業委員会とも連携し、まちの基幹産業である農業振興に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、その地域の人口増加は急務だと誰もが考えるところでございます。しかし、人口増加対策や地域振興策は非常に難しい問題だというふうに捉えております。これらに対処するため、新たな形で関係人口をふやすこともその一つと考えております。いず

れにいたしましても、ピンチをチャンスと捉え、学校跡地が人口増加策に活用できるような施設になるよう検討していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 1点目の相手が民地の場合に支援が難しいということなのですが、今朝ちょっと被害を受けた田んぼ等を見てきました。大方は国道沿い、県道沿いの大きな被害のところは恐らく対応がされるんでしょうが、すぐ近くにあるところで沢の氾濫とかで土砂が流入したところは、多分その対象の外になります。それから、もう既に自分であぜを復旧して、流入した土砂を取り除き始めている田んぼもありました。

私が言いたいのは、そういう公共の場とか、それ以外が支援できないというのでは、耕作放棄地を減らすことは多分できないというふうに思っています。そういう箇所がどのくらいあるのかという詳細は私にはちょっとわかりませんが、公的支援で復旧がされている、あるいは何らかの支援があつて復旧されているところとそうでないところが、明らかに差がついてきているのかなという感じがしています。例えば面積的には多分そんなに多くないので、まちとしての独自の何らかの支援対策を考えるべきかなというふうに思います。

2点目なのですが、具体的な考えをお聞きしたいと質問をしたんですが、ほとんど具体的なことはなかったんですけども、統合問題検討委員会や統合審議会でも出された資料で、児童・生徒数の推移及び推計というのが資料として出ています。これを見ますと、各小学校が右肩下がりに減ってきている中で、北軽小と応桑小が横ばいでずっと平成元年から平成27年ぐらいまで来ています。特に応桑の場合に何でこういうふうになったかというのは、以前にも一般質問の中で考えを話したことがありますが、応桑団地の存在が大きいと考えています。詳細な数はわかりませんが、まだ応桑団地、かなり売れていないところがいっぱいあるんじゃないかと。これ、いつまでこのままで置くのかということが1つ問題になります。

やはり若い人たちに住んでもらうことを前提に予算措置をして、子供を育てる世代にそこを買ってもらって家を建ててもらい、そういう施策が絶対に必要だと考えています。それができることで、ある程度一定期間子供の数を維持できるというのは、この資料からも明らかだと考えます。北軽地区については、今一番子供が多いのが多分大屋原地区、あの周辺だと思います。農家の後継者、農家でない人もいますけれども、1軒3人とか4人とかいるうちが結構あります。それだけいろいろな面で、子供を産み育てられる環境があるのかということもあります。

大事なことは、地域の産業をまず振興させ、後継者をつくってその産業を維持していくということが減少を食いとめる重要な策で、その次に来るのが外からの移住の人をいかに入れていくかということだと思います。町長の具体的な考えをぜひ、一端でもいいですからお聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） まずは、1点目の質問のお答えですけれども、こういうことを町長が申し上げるのはどうなのかとは思いますが、心情的には全てを救いたいというのが私の思いであります。ただ、農業以外のところはどうかと。例えば商工業はどうか、もっと言うと個人の被災を受けた庭はどうするのだろうか。非常に行政としての線引きが難しくなってくることと、お金のことを申し上げると怒られるかもしれませんが、財政の運営に関しても非常に大きなところがあるかと思えます。心情的には全てを救いたいというのが私の思いですけれども、その部分は行政的に線を引いていく、線を引いていくということはちょっと違う言葉のほうがいいかもしれませんが、そうすべきだというふうに思っています。

ただ、牧山議員もご存じだと思いますけれども、中山間地域等直接支払交付金事業、あと多面的機能支払交付金事業というのがあるかと思えますけれども、特に多面的機能支払交付金に関しては、今年度1,900万円、6地区の組合の皆さんに交付しております。これはどういうものかと、釈迦に説法だと思いますが、国が2分の1、まちが4分の1、県が4分の1支払っているものでございます。これは全てがみずからの農地とか地域をみずからが保全をする取り組みに対して、国・県、まちで助けていこうという制度です。

今、農業に関してだけではなくて、国土交通省とかもそうなんですけれども、頑張っている地域にお金を支援していこうというのがトレンドになっています。私もそう思うんですけれども、災害でよく使う自助・共助・公助という言葉がありますけれども、まさにその部分が耕作放棄地を解消することにもつながるし、地域をつくっていくことにもつながるというふうに思います。

冒頭で私、挨拶したように、人をつなげる、あとは担い手をつくる、人を育てる、その部分が今この中山間地域に生きる我々に一番必要なことなんじゃないかというふうに思います。私の好きな言葉があります。ちょっと中国の言葉なんですけれども、誰が言った言葉かちょっと忘れちゃったけれども、腹が減っているやつには魚をやるんじゃなくて釣りざおをやれという言葉があります。まさにそういうところなんだと思います。

ただ、そうはいっても高齢化もひどいですし、自分じゃできないという人もかなりたくさんいると思います。だからこそ共助という考え方になってくるんだと思います。そのことによって、地域が地域としてあり続けられることだというふうに思っていますので、私の考え、ちょっとこれ一端という形にはなっていないかもしれませんが、そういう考えでいるということを議員にはお伝えしたいなというふうに思います。

続いて、2点目の人口増加策に関して、確かに応桑団地、売れ残っている部分があって、あれをどうするかということは、まちとしてもこれ真剣に考えていかななくてはならないことだというふうに思います。ただ、先ほども牧山議員が言ったように、一定期間というふうに申しあげましたけれども、まさに一定期間の施策になってしまうというふうに思っています。なぜならば、私は以前、まさに土地や建物を売っていたことをやっていました。その経験の中で、若い夫婦というのは今までずっと続いてきた分譲地とか、地域に移住をするという感覚が非常に薄いです。古いといったら何ですけれども、もう確立されたコミュニティーに飛び込んでいくという勇気が多分出てこないんだというふうに思います。

そういうことを考えると、かつ私が携わっていた企業が手がけた大きなところでいえば、100を超える分譲地なんていうのはたくさんございます。その20年後、30年後、40年後を見ると、かなり寂しいことになっています。そういうことがあるので、牧山議員の考え、素晴らしいことだとは思いますが、そこにもしお金を投入するのであれば、先ほど星河議員の答えの中にもちょっと同じようなことを申しあげてしまったんですが、私は北軽井沢、少なくとも発信はまだまだ不十分なところ、魅力を感じている方がかなり多くいる中で、かつ二地域居住として一世を風靡された北軽井沢地区で、今その別荘地が問題となろうとしています。

ちょっと行政がそこに切り込むのは難しいことがあるのかもしれませんが、民間企業と手を組んで、その別荘地を人を呼ぶものにリノベーションしていくことができるんじゃないかという考えは私の中にあるんですけれども、それができるかどうかというのはちょっと、それをやっていきますとも申しあげられませんが、そこにヒントがあるんじゃないかというふうに私は感じております。

今の時点で微増もしくは横ばいのところは、長野原町の行政区の中で北軽井沢だけです、先ほど申しあげましたけれども。八ッ場の地域も私は素晴らしい地域になっていくというふうに信じておりますけれども、もっとやりたいのは北軽井沢、応桑を輝ける場所にしたいなというところです。ちょっと具体的なのというところの質問に答えになっていないかもしれま

せんけれども、本当に具体的な案があったらもうとっくに私は手がけているとは思いますが、悩んでいるというところも正直なところですよ。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 災害の起こり方というのはいろいろあると思うんですが、民有林とか民地とかそういうところが原因の場合には、かなり解決は難しいというふうに思います。

1つの例なんです、これは町有地内の林道熊の内線です。我々が使わせてもらっている牧草畑を通り越して行った木戸ヶ沢という沢があるんですが、そこが今回物すごい土砂の流出で、橋を通り越したところが10メートルほど道がなくなりました。この沢の土砂の流出の仕方というのは、恐らく狩宿から北軽に向けての沢の中で一番ひどい。これほどの量が出ていく沢はない。その原因として考えられるのが、数年前に県の仕事で、その上流でかなりの面積の伐採を行っています。吾妻林業組合が仕事を受けてやったところなんです、民地ですよ。広範囲の森林を伐採すれば、その下で災害が起きるとというのは昔から言われていることで、今回それがもう明らかになったかなというふうに私は考えています。

こういったものを、幸いその下流に人家もなければ被害を受けるような農地もなかったの、農道がやられて、そこの復旧は町有地なんで、まちのほうでやっていただいているんで進むんだと思いますが、もしこれが他地域だったらどういうことになったか。当然、田畑、それから場合によっては住居も被害を受けるような災害につながっていったと思うんです。そういうことも考えると、全く支援ができないというようなのは、私としてはちょっとおかしかな。日の当たらないところに政治は本来日を当てるというのが、政治の使命だというふうに考えています。

2つ目の何かいろいろな例えば企業誘致をするために開発したり、住宅地にするために開発したりして、長年にわたって売れない土地のことを塩漬け土地というそうなんですが、応桑団地もある意味そういうところに入ったかなというふうに思うんです。さっき言った日の当たらないところに日を当てるという観点に立てば、確かに北軽のほうに魅力があって、活気もあってというのはありますが、今どんどん子供が減って、統合委員会で出た資料でも令和7年度ぐらいになると応桑小、このままいけば十数人、14人ぐらいになっちゃうというのがここから見えるわけですよ。しかし、この地域から本当に若い人がいなくなったら困るわけです。水没5地区の中でも今横壁には子供がいなくて、育成会も解散したという現実があります。

全体としてバランスがとれればいいということじゃなく、その地域にそこを引き継ぐ人たちがいなくなることが問題かなと私は考えています。そういうこともあって、やっぱり応桑団地は若い人に入ってもらうようにまず売ることを考える。ほかの地域、例えば林では定住促進のための住宅をつくるわけですから、そういうことを各地区で人口の減りつつあるところにやっていくということが、まちじゅうにある程度その地域を守る後継者を残していくことにつながると思うんです。それをやらなければ、例えば北軽井沢地区だけがどんどんふえていっても、まち全体としては活気がなくなるというふうに私は考えるんですが、その辺のところを町長はどう考えているのかお聞きします。

もう一点、この間、11月18日の日に講演会があったようなんですが、たまたま議会の広報委員会の研修があって講演会には出られなかったんですが、そこにデンマークでやっているフォルケホイスコーレということについての講演会があったそうです。

多分、行ってお聞きになった人もいると思うんですが、この中にこのホイスコーレというのが非常におもしろいと思ったのは、17歳以上の人だったら性別、年齢、障害の有無、国籍を問わず誰でも入学でき、学期は2カ月の短いものから最長8カ月までいろいろあり、好きなだけ更新できます。合宿型のカルチャーセンターのようですが、何か技術や知識をすることに主観があるのではなく、あくまで授業や討論、実践、実習、生活を通し自己を発見し、これから生きる自分の生きる道を探すことに力点が置かれているれっきとした学校教育の場です。こういうのがあるそうです。例えば今後、学校がなくなって校舎の再利用とかを考えたときに、こういうものを受け入れてつくっていくということが、1つ対策としては考えられるのかなと思います。

つけ加えますと、ホイスコーレというのは日本にはまだ1つもなくて、できれば日本で最初だということです。やっぱり二番煎じというのはよくないというのはよく言われる話ですので、たまには日本で最初のを大きく長野原町でやるというのも大事ではないかなと思います。ぜひ、町長にもこういうことを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員から先ほど日の当たらないところに日を当てるという言葉がありましたけれども、私もそう思っていますし、心情的には全てを助けたいというのが私の思いなんです、そのあたりのところは先ほども申し上げたように、行政としてはある程度の線、線を引いていくというのはちょっと間違いで、ルールを決めていかないともたまりが

つかなくなってしまう。その部分はそういうふうにしていきたいんですが、先ほども申し上げたように、まさに地域をつくっていくということ、そこに力を差し伸べていくということも、日の当たらないところに目を当てることになるというふうに考えております。

今、長野原町を含めて多くの中山間地域で失われつつあるのが、私は牧山議員のおじいさんのようなスピリッツだと思っているんです。あの方が公的なお金を望んでいただろうかということを見ると、私も本当尊敬している方の1人なんですけれども、ああいうスピリッツ、あそこまでの力というのをこれから望むのはちょっとおかしなことかもしれませんが、そういうふうを考えられる人間を、若手を育てていくというのが、行政としてそこに力を与えていくことのほうが、私は地域を強くするものになるんじゃないかなというふうに思っています。

あと、加えて応桑団地のことを申し上げさせていただきますけれども、私もそういう関係の仕事をやっていた人間であって、あれほどの土地が売れ残っているという話はありません。民間企業であれば全てを売りに行くということでやりましたけれども、1点だけ例を挙げさせていただきたいと思います。

20区画ぐらいの分譲地、1区画残ってしまったことがありました。それを萩原、何が何でも売ってこいということで私が司令を受けまして、何を考えたかというふうに申し上げますと、その全ての世帯の奥様に集っていただきました。ティーパーティーを開催しました。そこからその20の分譲地の地域のつながりが生まれて、時にはバーベキューをやったりとか、奥様同士で集まる場所から家族にまでつながるような、本当に地域のつながりができました。最終的にその売れ残った区画は、私がお世話をした方のママ友というか、学校の友だちを紹介していただいて、そこが成約となったという経験があります。

我々の売り土地ですから、我々は真剣に売らなくちゃならないということを考えますけれども、先ほどとつながるんですけれども、人と人とのつながり、これをちょっと関係者がいらっしゃるんで余り積極的に申し上げられないですけれども、多分やっているんだと思います。地域も楽しい地域にしていくという、これ非常に重要だと思います。入ってきづらいんです。私、土地や家をいっぱい売ってましたからわかるんですけれども、楽しいところには何も言わなくても入ってきます。売っていた人間が言うんだから間違いはないです。ただ、でも先ほど言った事例というのは、非常にうまくいったなど。地域のつながりをつくって、かつ残った区画も売ることができたという。ちょっとこれ答えになっていないかもしれませんが、私の経験から考えたこれからの長野原町に必要な考えという形で述べさせてい

いただきました。

最後に、ホイスコーレのことですけれども、これはまさに来年の4月から障害福祉施設をお世話になる方が呼んでくれた講演でありますけれども、そこでも今度、校舎があいていくんだという話をさせていただきましたが、まさにホイスコーレの考え方、探っていくべきことだというふうに思います。ただ、北欧の行政のお金の使い方と日本の行政のお金の使い方というのが全く違うところがありますので、お金の部分をどうするのだという。またお金の話になってしまいますけれども、お金の部分をどうするのかというところが多分大きなネックになってくるというふうに考えております。その部分は、恐らくホイスコーレを実現するには、まち単体だけではなくて、県もしくは国を巻き込んだ動きにしていかないと、理想論だけを追い詰めてもこれは実現することではないというふうに思っています。

ただ、その代表者は元文科省の大臣ともつながりのある方で、今度3人で話をしてみようという話をいただいておりますので、非常に私も興味をホイスコーレに関しては持つておるところがありますので、1つの手段として探っていきたいというふうに申し上げて、答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（浅沼克行君） ここで暫時休憩いたします。

11時半より会議を再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（浅沼克行君） それでは、会議を再開いたします。

◇ 梶野寛丈君

○議長（浅沼克行君） 次に、1番、梶野寛丈君。

〔1番 梶野寛丈君 登壇〕

○1番（梶野寛丈君） 議長に許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問させてい

たきます。

学校統合による廃校の再利用について質問させていただきます。

具体的には2点です。

廃校を再利用する具体的なイメージがあれば教えてください。

2点目、今後どのような進め方を考えているのか。この2点、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 梶野議員のご質問にお答えいたします。

使われなくなった校舎や校庭の具体的な利活用のイメージは今はまだございませんが、学校統合の方向性が明確になりましたので、そのスケジュールに合わせて企画政策課が中心となって、他の部署とも連携協力をして進めていきたいというふうに考えております。その際には、梶野議員を初め議員各位にもご支援、ご協力をいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 1番、梶野寛丈君。

○1番（梶野寛丈君） 町長、ありがとうございます。

少子化、人口減少により、過去20年間で約6,800校以上の廃校が生まれているそうです。最近では年に500校ぐらい。ちょっとびっくりする数字だなと。文部科学省のホームページ、僕も見ってみました。北海道が一番廃校が多いらしいんですけども、関東だけで、これホームページに今掲載されている数なんですけれども、52校ありました。こんなにあるんだなと。これは文部科学省が一般企業とのマッチングをするために、ホームページで取り組みをされているというようなページでした。そこに関東だけで52校あったというような状況でした。

長野原町でも統合の方針が出されました。具体的なイメージが町長のほうで今ないと。僕も具体的にはすみません、ないです。ただ、事例を幾つか見てみたんですけども、先日、行政視察で行かせていただいた道の駅、そのほかカフェ、おもちゃ美術館、ファーム、クラインガルテン、あと体験宿泊学習、お話にもさっき出ていましたけれども、大人の学び、あとサテライトオフィス、そんな事例が数多く出ておりました。

どうやってこれを解決していくかというところはとても多分難しい部分でもあり、町長も言われていたけれども、ピンチはチャンスだということだと僕も認識しておりますが、1つまちの現状の課題と連動させてぜひ考えていく必要はあるなという視点、これとその捉

え方をしたときに観光のこれ1視点ですけれども、例えば目的地になる必要があるなど。目的地イコール宿泊場所というのが、観光の視点でいうととても僕は足りないと。提案し切れていないなと思っているところです。1つの例ですけれども、まちの現状の課題と連動させて考えたときに、目的地としていくことが必要だろうと。イコール宿泊場の提案として考えていく。そんな視点も1つ必要かなと思っています。ご意見お聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 梶野議員、ありがとうございます。

イメージはないというふうに申し上げたんですけれども、学校統合検討委員会でも申し上げたんですが、1件だけ私の知り合いと学校があいたらどうしますかという話をさせていただいたことがございます。その方はインキュベーション施設として学校を使いたいというふうに申し出ておりました。ですから、その方とはこれからもちょっとご指導というか、折衝というか、お話をさせていただきたいなというふうに思っているところでもありますし、先ほど牧山議員からもご質問がありましたホイスコーレに関しても、非常に私も興味を持っている部分があるので、そこを探っていくというのも1つの方法だというふうに思います。

かつ、いつか梶野議員からも聞かせていただいたことがあると思いますけれども、MICEマーケットとして学校利用を探っていくというのも大きなことだというふうに思います。軽井沢MICEの事業、MICEの誘致に関してかなり長年やっていて、今はほぼもうそのMICEの価値を確立しつつあるまちになったというふうに思います。長野原町もそういったものを誘致するには、非常に環境としてはいい場所だというふうに私は捉えておりますので、そういった部分も探っていく方がいいのかなというふうにも思っています。

かつ目的地、先ほど宿泊施設というふうにおっしゃってございましたけれども、ちょっと私、残念ながら同行できなかったんですが、議員の皆さんが視察で行かれたところの指定管理として受けている会社、まさに宿泊業をメインとしてやっている会社だというふうにも思いますけれども、幸いその会長も社長も執行部の皆さんとちょっと私、面識ございますので、ぜひともその方たちが来てくれるかどうかというのは別として、宿泊施設としてどうなのかということを今度お会いして話をしていきたいなという考えもあります。

いずれにしても、ようやく審議会で答申を受けた状態なので、今はもうスタートができる、ようやくスタートができるというふうに思っていますので、来年は第一小学校に限って私も足を運んで動きたいと思います。なぜ第一小学校なのかと申し上げますと、まだほかの校舎に関してはどこがあくかというところが決定しておりませんので、具体的に話ができるのは

第一小学校しか今ないというふうに捉えておりますので、そこを中心にちょっと私もネットワークを生かしていきたいなというふうに思っています。

が、先ほど星河議員のほうにも申しあげましたけれども、やはり情報というのはこれ幾らあってもいいので、議員の皆さんのほうからも知人とか、あるいはいろいろな情報を私にくださると非常にありがたいと思いますので、そういった部分でぜひご協力いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 1番、梶野寛丈君。

○1番（梶野寛丈君） ありがとうございます。

今後どのように進めていくのか、ここ、とても大事だなと僕、思っております。行政視察で見させていただいた保田小学校、なるほどなと思った点が2点ぐらいあるんですけども、1点目が廃校になる2年前から準備を始めていたと。なるほどなと。やっぱり準備大事なんだなと。2年ぐらいやっぱり必要なんだと。早いにこしたことはなかなかない。今、方針が出てこれからだということですので、準備のタイミング、これを大切にしていかなければいけないなと1つ思っております。

もう一点目、町長の言葉にもありましたけれども、共立メンテナンス、保田小学校入って運営されていきました。立ち上げ期間含めて五、六年だったと思います。校長の担当者の方が地域に住み込み、根づいて立ち上げてきたと。やっぱり中心になる人が大事なんだなと。たった1人で出向し、地域に根づき、地域の雇用を生み、さまざまな問題解決をしながらたくさんのお客様の集客につなげているという現状を見ると、やっぱりその中心になる人物、そこが1つ大事だなというふうなのは強く思いました。

悪いパターンという言い過ぎかもしれませんが、やっぱり外からぽっと持ってきたようなものはなかなか根づかないし、長続きしない。そんなことも過去の事例等を含めるとやっぱりあることですので、いろいろ課題があると思いますけれども、この2点に関しては大切にしながら進めていく必要があるなと思っております。

もう一つ、これまでの話の中でもありましたけれども、雇用の創出、あと定住の促進なんということがありましたが、廃校の利用による雇用の創出や定住の促進、ここも期待するところだなと思っております。なんです、最もやっぱり大事なのは、抽象的で町長、すみません。やっぱり僕、活力だなと思うんです、何よりも。このまちでどのような活力が生まれていくか。つけ足すと、若いやっぱり活力だと思っております。その活力さえあれば、仕事はまちで生まれてくると。人口もしくは関係人口が活力さえあれば僕はふえていくと、そう思

っています。抽象的な話で申しわけないですけども、僕はそのように考えています。

そう考えるのであれば、やっぱりどう活力を生み出すステージをつくるか、そこがとても大事なところなんじゃないかな。事は具体的にしていかなければいけない、もちろん僕もそう思っていますけれども、繰り返しになります。活力をどう生み出すか、若い力をどう生かしていくか。その循環を僕はつくることが何よりも大事なんじゃないかな、そう思います。ご意見お聞かせください。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 梶野議員、ありがとうございます。

MICEなのか宿泊なのかインキュベーションなのか、はたまたホイスコーレなのか、先ほど申し上げたようにイメージは固まっていないんですけども、冒頭で人をつなぐ、人を育てるという目標をお話しさせていただきましたけれども、まさに小学校というのは人を育てるところであって、人をつなぐところだというふうに思っているんで、そういう形で使えたら私は理想としては一番いいなというふうに思っています。そこには恐らく梶野議員が言っている活力が確実に生まれてくるものだというふうにも思っています。

ただ、これは私、勉強不足で恥ずかしいんですけども、今まで6,800校、年間500校廃校が生まれているということを考えると、これは競合がこんなにたくさんいるんだなということを感じました。結構、簡単に思っていたんですけども、その部分で長野原町にどれだけの魅力があるかという差別化を見せていかないと、なかなかそこで頑張ってやっていこうという会社も見つけるのは難しいのかなというふうにも思っていますけれども、まさに梶野議員が求めているのは、学校をどうするのかということではなくて、やっぱり活力をどうしていくのかということと言いたかったのかなというふうに思うんですが、まさに私もその部分であって、人を育てるなんてなかなか偉そうな感じなんですけれども、私は梶野議員を見て久々に、何年ぶりなんだろうかというふうに思うぐらい40代の議員が、梶野議員生まれたわけでありまして。まさに私は議員にも非常に期待している部分があって、私が手の届かない部分というのが結構あると思いますので、その部分、補っていただけると非常に助かるなというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、人を育てる、人をつなぐというところに焦点を当てて、かなりぼんやりとした回答ですけども、答弁したいと思います。よろしくお願いします。

◇ 黒 岩 巧 君

○議長（浅沼克行君） 次に、7番、黒岩巧君。

〔7番 黒岩 巧君 登壇〕

○7番（黒岩 巧君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、議員報酬について一般質問をさせていただきます。

私の議員報酬についての質問は、萩原町長が就任されてから5カ月後の平成26年9月定例会以来、2度目になります。長野原町は平成17年3月に行政改革推進計画を策定し、行政改革に取り組んできました。平成17年の単年度実質公債費比率は21.4と待ったなしの状況の中、行政改革の具体的な施策の中に人件費の削減があり、議員報酬も平成17年4月より20%削減されました。県内他町村でも議員報酬を削減したところがありますが、いずれも臨時特例に関する条例を定め、期間を限定して減額し、その条例で定めた期間を経過した時点でもとの報酬に戻しています。長野原町は臨時特例に関する条例を制定せず、20%減額したまま15年以上が経過しています。

前回質問した平成26年9月の時点での長野原町の議員報酬は16万円で、県内23町村中19番目でした。今回改めて調べたところ、長野原町より低いのは神流町、川場村、上野村だけで、長野原町は20番目になっています。また、20万円を下回っているのは8町村で、23町村の平均額は20万6,491円です。前回、町長はこのタイミングで判断はいたしかねる、町民や議員の意見を聞きながら判断したい、重要な件だと認識しているので建設的な議論をしていきたいと答弁されました。しかし、この5年の間に議員報酬について公で議論されたことはなかったと思います。議員報酬を減額前の金額に戻すことについて、町長は現在どのようにお考えか伺います。

○議長（浅沼克行君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、議員報酬につきましては行政改革推進計画に基づき、平成17年4月より20%削減したところがございます。また、これに合わせて特別職の給与や非常勤特別職の手当、また各種補助金についても同様の措置をとった経緯がございます。このような痛みを伴う努力の結果、平成22年には経常収支比率が80%ほどまでに下がり、健全な運営状況に

回復いたしました。しかし、ここ最近では税金が伸び悩む中、新たな事業を展開する必要があり、費用もかかることから、経常収支比率も上昇傾向となっております。

このような状況下で、議員報酬を減額前の額に戻すことについては非常に難しいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） 私の議員報酬を考える上での考え方に大きな影響を受けた方が、山梨学院法学部政治行政学科の教授で、江藤俊昭先生という先生がいらっしゃいます。この先生は、政府の第29次、第30次地方制度調査会委員や全国町村議会議長会の研究会の委員等を歴任されております。また、議会改革に関する著書を数多く出版されています。江藤先生は議員研究の講師も務めており、昨年5月に東京で開催された全国町村議会議長会正副議長研修会、昨年10月の群馬県町村議会議長会議員研修会、そしてことしの7月、長野原町の議員で受講しました地方議員セミナーと、ここ1年半の間に3回受講する機会がございました。

5年前の一般質問のときでは、私の一般質問なんですけれども、我々議員自身にかかわることですので、みずから言い出すのははばかりな案件でありますと前置きした上で、特別職の給与と議員報酬、議員定数について質問をしました。今回、議員報酬に絞って質問をしたのは、江藤先生から定数、報酬を考える7つの原則というものを学んだからであります。その7つの原則の中に定数と報酬は別の論理、そして行政改革の論理と議会改革の論理は全く別というものがございます。定数と報酬の根拠は別であったり、特別職は行政でありますけれども、議会は行政ではなく行政改革の一環で議員報酬を論じるというのは本来違っているということでもあります。そのような観点から、議員報酬に絞っての質問を今回させていただきます。

前回の質問のときに私が質問したことは、10年後、20年後、さらにその先の将来を見据えた場合、町長や議員は大変であるけれどもやりがいのある、そして魅力のある仕事でなければならないと思います。なり手がなような状況は絶対につくってはいけないと思っていますという質問をしました。

それに関連しまして、今お話しした江藤先生が、「地方議会人」という本があるんですけども、その本の中で、行政改革は削減を優先させる効率性を重視する。それに対して、議会改革は地域民主主義の実現である。住民自治をどのように作り出すかということから出発しなければならない。定数、報酬を考える場合も、住民自治を充実させるための条件とし

て議論しなければならない。また、現在の議員のためだけではなく、多くの人が将来立候補し、議員活動がしやすい条件として考える。定数、報酬を考えることは新しい議会をつくり出すために必要なことであり、同時にこれは現在の議会のためだけではなく、多くの多様な住民が将来議員になりやすく、また活動をしやすくする条件である。持続的な民主主義の条件として考える必要があると書かれております。

決してよその議会に金額的なものを合わせるということではなく、私が今お話ししたことを受けて、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員、ありがとうございます。

議員から質問を受けた、ちょっと申しわけありません、調べてもいなくて、私の記憶もちょっと薄れているんですけども、私が町長になって結構すぐのことだったような気がいたしております。その後に公的なところではないんですが、2年か3年前かの毎年やっている財政の勉強会、議会が終わった後に行っている勉強会の席で、恐らく黒岩議員からではなかったというふうに思うんですが、ちょっとどなたかの同じような質問をお聞きさせていただいたときに、私は八ッ場ダムが完成をして、交付金も確定をして、収支が落ち着いてきた段階、そこは見直すタイミングではないかということをお申し述べた記憶がございます。

また本当、心情的な話になるんですけども、私個人としてはもう上げられるものだったら議員の皆さんの給料も、臨時職員の給料も区長や皆さんの特別職の給与も、もっと言えば役場の職員の給与もどんどん上げていきたいです。上げられるものならば上げたいです、それは。多分、経営者としてはみんなそういうふうに思うんだと思います、払えるのであれば、でも、20%下げたというときのお話の中には、議員の給料もそうですし、先ほど申し上げた区長だとかそういった非常勤特別職の手当もそうですし、我々の常勤特別職の給与も20%下げたという部分があるので、それを全て20%戻したときの金額を試算してみますと、約年間2,500万円ほどかかることになろうかと思っております。それを戻してこの財政状況の中やっつけられるのかということをお考えると、非常に難しいというふうに思っております。

また、時限立法にしなかった、特例に関する条例にしなかったというふうに議員申し上げましたけれども、逆に私もなぜそうしなかったんだろうというふうに、当時の議員の方とか執行部の方に聞きたいぐらいという思いもありました。かつ平成17年の下げたときの話は、議員みずからそういうふうにするというふうに上げたというふうにお聞きしております。ですから、なかなかどういふものなのかなというふうにも思うんですけども、心情的には私

は上げたいという部分もあるんですけども、今の段階では先ほど申し上げたように難しいというふうに申し上げるしかほかならないかなというふうに思います。

あと、20%上げることによって議員の魅力が上がるのかどうなのかということを見ると、私はそうではないなというふうに思います。じゃ、どうしたら議員だとか我々の魅力を上げられるのかというのを私の今の段階では申し上げられませんけれども、それは我々にも責任があるというふうに思いますので、その部分に関してはしっかりと考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅沼克行君） 7番、黒岩巧君。

○7番（黒岩 巧君） ちょっとお昼の時間を気にしながらの質問になりますけれども、町長、今上げるとおっしゃったんですが、私は上げるとは一言も言っておりません。戻すと言っているだけです。

先ほどお話ししたように、今、町長おっしゃった区長、非常勤職員、常勤職員全て20%カットしたと。もちろん存じております。だから先ほど私お話ししたように、区長、非常勤職員、また特別職は行政であります。議会は行政ではありません。その部分で区別して考えていただくというのも1つの方法だと思います。

お金が今、議員をやる上で魅力かという話があったんですけども、ちょうど江藤先生のお話の中で17万円の壁というのがあります。議員報酬が17万6,000円を下回ると、無投票の確率が圧倒的に高くなる。全国的に調査してそういう結論が出ているそうです。

議員報酬の研究や勉強をする上で、大変よい資料がございます。本定例会初日に私たちに配付されました第65回町村議会実態調査集計表ということで、これは群馬県町村議会議長会がつくっているんですけども、群馬県内の町村の議会のことが非常に詳しく出ております。議員報酬から活動実績、議会の開催数、また委員会の開催数等、網羅されております。またちょっとお金の話になって失礼なんですけれども、これを見ますと平成30年の長野原町議長の活動延べ日数は197日。これは県内23町村中4番目に多いです。にもかかわらず報酬は22万円で、長野原町より低いのは上野村の20万1,600円だけであります。ほかの町村の議長さんで100日以上動いている方というのはそんなにはいないです。その23町村の議長さんの平均の報酬は28万9,722円であります。

今、私が申し上げました平均報酬なんですけれども、議員報酬、議長の報酬ともこの本とはずれております。というのは、南牧村がまさに臨時特例に関する条例で下がっていたとき

の金額がこれには載っておりまして、この特例が平成29年1月1日から平成31年9月30日までということで、ことしの10月1日にもとの金額に戻っております。ですので、これに載っている金額より私が弾いた金額のほうがちょっと高いです。

そのようなことがいろいろ今資料があったり勉強できるんですけども、もう一つ、全国町村議会議長会がまとめた町村議会議員の議員報酬等のあり方の最終報告というものがござります。こちらが先ほどからたびたびお話をしている江藤先生が委員長を務めてまとめたものなんですけれども、これ概要版で12ページなんですけど、本物は130ページに及ぶ膨大な資料が取りまとめられております。なぜ議員報酬を上げなければいけないのか、上げたほうがよいのかということが、非常に事細かに書かれております。中の概要なんですけれども、報告書の中には、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながるの分析結果や、議員の活動量と首長の活動量との比較により議員報酬を算定する手法、さらには多様な人材が議員となれるよう、所得損失手当や世話手当といった新制度の提案などがまとめられています。

ぜひこのような資料を生かして、長野原町議会がさらに素晴らしい議会になっていくように、まち、議会と一緒にこれらの資料を活用して、議員報酬をどうすべきかということ調査研究、議論する必要があると思いますけれども、そこに関しては町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員、ありがとうございます。

行政と議会を切り離すという話をしたところで、またこの話をするとちょっと怒られるかもしれませんがけれども、1つ紹介をさせていただきたいんですが、今回かなり問題視というか、非常に労力と時間をかけて構築をして4月からスタートするわけなんですけれども、会計年度任用職員の制度をちょっと触れさせていただきたいと思うんですが、今までいわゆる臨時職員です。

1日7時間45分、かつ5日働いている臨時職員の平均的な給料が約15万3,000円ぐらいでした。それを今回制度改正ということで、まちの財政とかも考えながら、ただ、今の現状を下回るという考えは私には全くなかったものですから、かつ他町村では年間の給与として下回らないように考える町村が多い中、当町では月例給を下げないように考えていこうということで、今回、月額462円上げることができました。できましたというほどのことじゃないんですけども。プラス今までなかったボーナスというのがありますので、それを年間7万

6,000円ぐらい差し上げることができるようなことを構築できました。

でも、それでも非常に申しわけないなという思いとか、先ほども申し上げたように、経営者としてはできることならもっと給料を出してあげたいなというふうに思うんですが、議員の皆さんにも出したいなという心情的にはそういう思いでいっぱいなんですけれども、臨時職員に対してもそういう状況なので、先ほど切り離すと言っていたんで安心したんですけども、副町長2人と教育長には本当に申しわけないですけども、我々の給料を20%戻すという考えは毛頭もございません。

でも、先ほどそういうふうに切り離すという話でありましたので、平成17年のときに20%を削減して、議員定数も削減をするということは、議員みずからが申し出ていただいたことでスタートしたものですから、今現状の議員の皆さんが総意で20%戻してくれということはこの議会で上げていただくのであれば、それを絶対にだめだという態度は私とはとれないというふうに思っています。きょうはそこまでの答弁とさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（浅沼克行君） 以上で一般質問を終結します。

◎閉会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上をもちまして、令和元年12月第4回長野原町議会定例会における日程の全てを終了いたしました。

定例会を閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 零時05分